

「郡山市いのち支える行動計画」 令和 7 (2025) 年度評価報告

～「ウェルビーイング」の実現を目指して～



令和 8 (2026) 年 9 月

郡 山 市

目 次

1	本計画の目指すもの	1
2	令和7(2025)年度の主な実施内容	2
3	本市の自殺の現状	5
4	本市の自殺の特徴	7
5	評価	14
6	今後の課題について	18
7	施策の体系図	19
8	郡山市いのち支える行動計画 進捗状況	
	(1) 4つの基本施策	20
	(2) 6つの重点施策	28

参考資料

自殺の危機経路図（自殺に至る可能性の高い経路）	37
郡山市いのち支える行動計画「自死と自殺」用語の使い方について	38
郡山市自殺対策基本条例	40
郡山市自殺対策推進庁内委員会設置要綱	44

「郡山市いのち支える行動計画」

令和 7 (2025) 年度評価報告

令和 8 (2026) 年 9 月

郡山市自殺対策基本条例(平成 29 年郡山市条例第 36 号)第 21 条により、本市における自殺の概要及び「郡山市いのち支える行動計画」(平成 31(2019)年 3 月策定、令和 6 (2024)年 3 月改訂)に基づく、施策の「令和 7 (2025)年度実施状況」及び「評価」について報告します。

1 本計画の目指すもの

「誰一人自殺に追い込まれることのない社会」の実現に向け、令和 4 (2022)年 10 月 14 日に閣議決定した「自殺総合対策大綱※」において、国は、令和 8 (2026)年までに人口 10 万人当たりの自殺者数(以下「自殺死亡率」という。)を平成 27(2015)年と比較して、30%以上減少させることを目標にしています。

これを踏まえ、本市では国や県の方向性と同様に、「平成 27(2015)年の自殺死亡率：19.1」を令和 7 (2025)年までに、30%以上減少させることを目指しています。

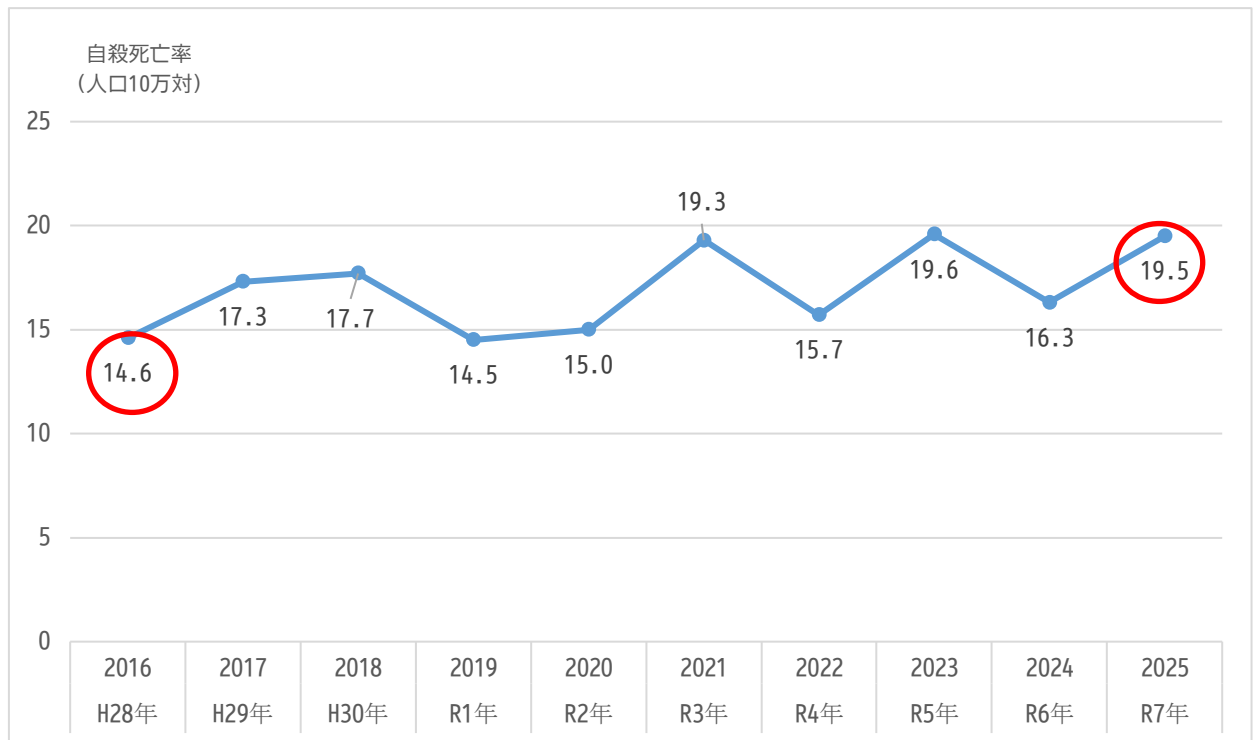
※自殺対策基本法・自殺総合対策大綱については、厚生労働省HPを参照



【計画の目標である自殺死亡率】

	平成 17 年 (2005 年)	平成 27 年 (2015 年)	令和 7 年 (2025 年)	令和 7 年 (2025 年)
自殺死亡率 (人口 10 万人 当たりの自殺者数)	29.8	19.1	暫定値 19.5	目標値 13.4

【郡山市の自殺死亡率の推移】



※出典:2016年～2024年 厚生労働省「人口動態統計」を基に郡山市作成

2025年 厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」を基に郡山市作成

※各年の値は、1月から12月までの集計結果

- ・計画の目標となる自殺死亡率は、令和2(2020)年まで減少傾向にありましたが、コロナ禍となった令和3(2021)年に増加に転じた以降は増減を繰り返し、令和7(2025)年は高い水準となっています。

2 令和7(2025)年度の主な実施内容

5月

(1)郡山市自殺対策推進庁内委員会

自殺対策を総合的かつ計画的に推進するため、5月16日に第1回委員会を対面形式で開催し、「郡山市いのち支える行動計画(改訂版)」の年度評価及び「第二次郡山市いのち支える行動計画」の策定について協議を行いました。その後、7月16日に第2回、9月26日に第3回、10月26日に第4回、1月19日に第5回の各委員会を書面にて開催し、第二次計画の策定に向けて継続して協議を行いました。

6月

(2)こころの健康教室・ゲートキーパー養成講座の開催

こども・若者の自殺対策をさらに推進するため、市内の高等学校・大学・専修学校を対象に「こころの健康教室」を開催し、合計7校で生徒・学生1,459人、教員68人が受講しました。

また、一般市民を対象とした「ゲートキーパー養成講座」を合計9か所で開催し、延べ348名が参加しました。

(3) 若年者の自殺予防に関する講演会

7月18日に郡山市保健所大ホールで、医療・福祉・教育などの支援者を対象とした「若年層の自殺予防に関する講演会」を開催しました。福島県精神保健福祉センター所長 前田 正治氏を講師に迎え、28名が参加しました。

(4) 自殺予防パネル展

8月27日から9月30日まで、国の「自殺予防週間」及び県の「自殺対策強化月間」に合わせ、郡山市中央公民館と市役所本庁舎1階ホールのセーフコミュニティコーナーにおいて、自殺予防パネル展を開催しました。



中央公民館での展示の様子

(5) 自殺予防街頭キャンペーン(官民協奏)

9月8日の午前7時から郡山駅西口駅前広場で、郡山駅を利用する通勤・通学者を対象に、自殺対策の啓発グッズ2,500部を配布しました。

このキャンペーンは、郡山市セーフコミュニティ推進協議会自殺予防対策委員会をはじめ、福島県理容生活衛生同業組合郡山支部、JT(日本たばこ産業株式会社)、人権擁護委員、福島いのちの電話、日本大学工学部、郡山市ダイバーシティ推進課から総勢41名の協力を得て、官民協働により実施しました。



自殺予防街頭キャンペーンの様子



自殺予防街頭キャンペーンの様子

(6) 支援者向け自殺予防講演会の開催

10月30日に郡山市総合福祉センターで、医療・福祉・教育など支援者を対象とした「自殺未遂者支援に関する研修会」を開催しました。日本医科大学付属病院精神神経科の精神保健福祉士である大高靖史氏を講師に迎え、42名が参加しました。



自殺未遂者支援に関する講演会の様子

11
月

(7)市民向け自殺予防講演会の開催

11月7日に郡山市保健所で、市民を対象とした市民向け自殺予防講演会を開催しました。あさかストレスケアセンターの公認心理師である大堀千晶氏を講師に迎え、22名が参加しました。

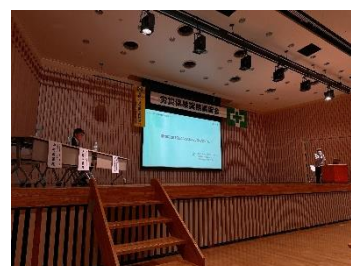
12
月

12月4日から12月10日まで、郡山市男女共同参画センターが企画する「人権擁護月間普及啓発事業」に合わせ、同センター1階ロビーにおいてパネル展を開催しました。

1
月

(8)労災保険実務講習会での講演

1月26日に郡山市中央公民館で、中小企業向けの自殺対策を推進するため、労災の観点から、企業におけるメンタルヘルス対策の必要性について理解を深めることを目的とした講演を開催しました。あさかストレスケアセンターの公認心理師である大堀千晶氏を講師に迎え、56名が参加しました。



労災保険実務講習会の様子

2
月・3
月

2月27日から3月10日まで、国及び県の「自殺対策強化月間」に合わせて、郡山市中央公民館、ヨークパーク郡山店、市役所本庁舎1階ホールのセーフコミュニティコーナー、郡山市保健所の4か所で自殺予防パネル展を開催しました。

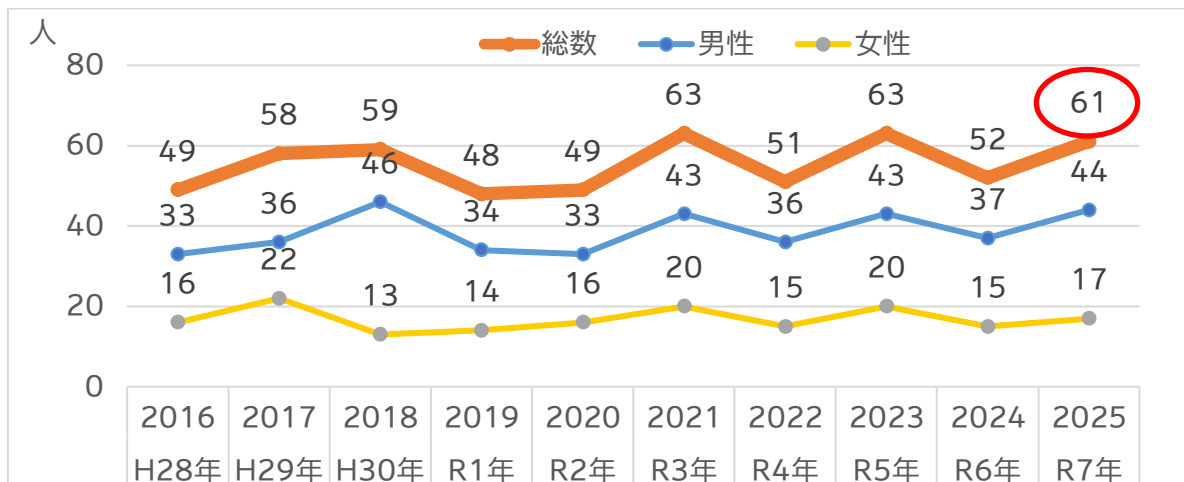


ヨークパーク郡山店での展示の様子

3 本市の自殺の現状

(1) 自殺者数・男女別自殺者数の推移

(平成 28(2016)年～令和 7(2025)年の 10 年間の推移)



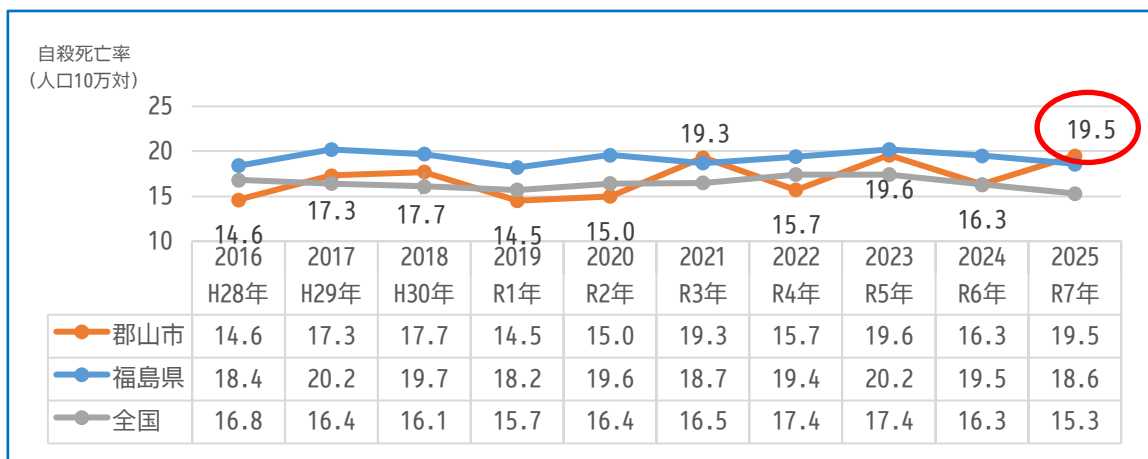
出典：2016 年～2024 年 厚生労働省「人口動態統計」を基に郡山市作成

2025 年 厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」を基に郡山市作成

- ・本市における自殺者数は、平成 28（2016）年から令和 2（2020）年まで減少傾向にありましたが、令和 3（2021）年に増加に転じて以降は、増減を繰り返しています。
- ・男女別の内訳では、男性の自殺者数が女性の自殺者数を上回る状況が続いています。

(2) 自殺死亡率の推移

(平成 28(2016)年～令和 7(2025)年の 10 年間の推移)



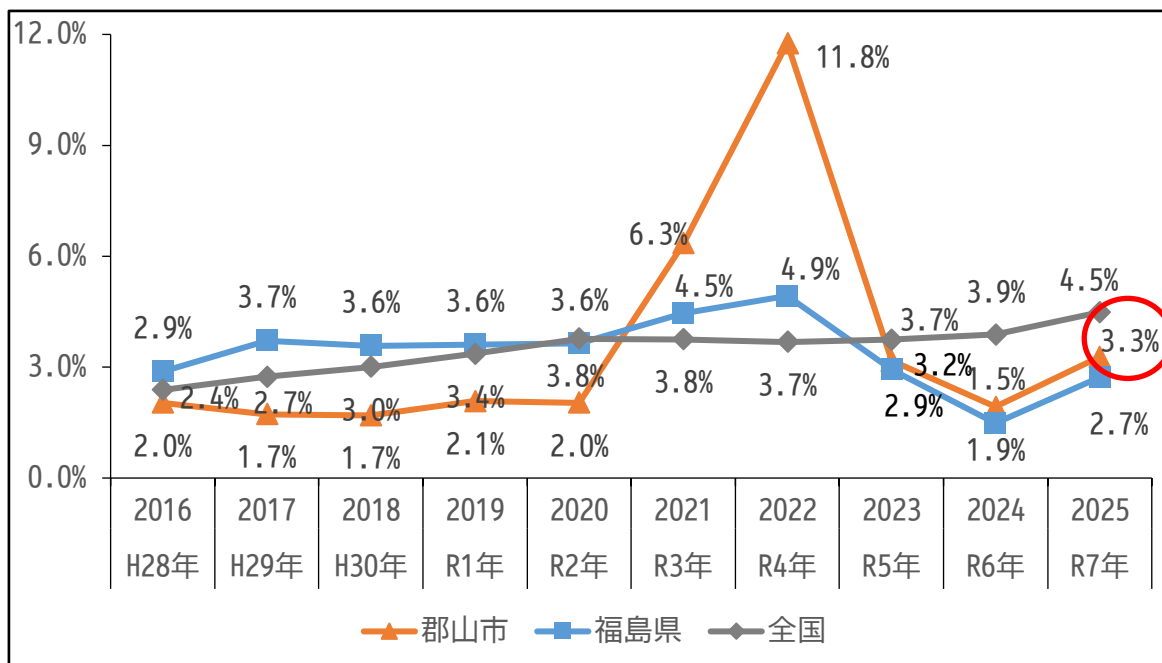
出典：2016 年～2024 年 厚生労働省「人口動態統計」を基に郡山市作成

2025 年 厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」を基に郡山市作成

- ・本市の自殺死亡率は、令和 2（2020）年には全国及び県を下回っていましたが、令和 3（2021）年にはいずれも上回りました。その後は、県を下回っている状況が続いていましたが、令和 7（2025）年には再び全国と県をともに上回っています。

(3) 自殺者数における若年者（20歳未満）の割合の推移

(平成 28(2016)年～令和 7(2025)年の 10 年間の推移)



出典：2016 年～2024 年 厚生労働省「人口動態統計」を基に郡山市作成

2025 年 厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」を基に郡山市作成

- ・本市の自殺者数における若年者の割合は平成 28（2016）年以降減少傾向にあり、全国・県を下回っていましたが、令和 3(2021)年に増加に転じ、全国・県を大きく上回りました。
- ・令和 4(2022)年にピークを迎えた後は減少に転じ、令和 5(2023)年以降は全国を下回っていましたが、令和 7(2025)年は国・県と同様に、対前年比で増加しています。

4 本市の自殺の特徴

本市における「自殺の現状」に関する各種データは、人口動態統計、自殺統計（警察庁自殺統計原票データに基づき厚生労働省自殺対策推進室から公表されている「地域における自殺の基礎資料」）及び厚生労働省の調査研究法人である、「いのち支える自殺対策推進センター」による「地域自殺実態プロファイル 2025」の3種類の資料に基づき作成しました。

また、「郡山市重点パッケージ」については、「地域自殺実態プロファイル 2025」に基づき記載しております。

郡山市重点 パッケージ

高齢者、生活困窮者、勤務・経営

～いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル

より～

現 状 郡山市の自殺者数

⇒令和2(2020)年から令和6(2024)年までの5年間合計：302人
(内訳：男性209人、女性93人)

(1) 本市の主な自殺の特徴

自殺者数 5年計	上位5区分	自殺者数 5年計	割合	背景にある主な自殺の 危機経路
1位	男性60歳以上 無職同居	32	10.6%	失業(退職)→生活苦+介護の悩み (疲れ)+身体疾患→自殺
2位	男性40～59歳 有職同居	32	10.6%	配置転換→過労→職場の人間関係 の悩み+仕事の失敗→うつ状態→ 自殺
3位	女性60歳以上 無職同居	28	9.3%	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
4位	男性20～39歳 有職同居	24	7.9%	職場の人間関係/仕事の悩み(ブ ラック企業)→パワハラ+過労→う つ状態→自殺
5位	男性60歳以上 無職独居	18	6.0%	失業(退職)+死別・離別→うつ 状態→将来生活への悲観→自殺

出典：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル 2025」を基に郡山市作成

- ・本市の主な自殺の特徴として、「背景にある主な自殺の危険経路(上位 5 区分)」では、失業・配置転換・人間関係等「仕事に関わる事案」から「うつ状態」に陥る経路が多く見られます。

(2)本市の主な自殺の特徴上位 5 区分の比較

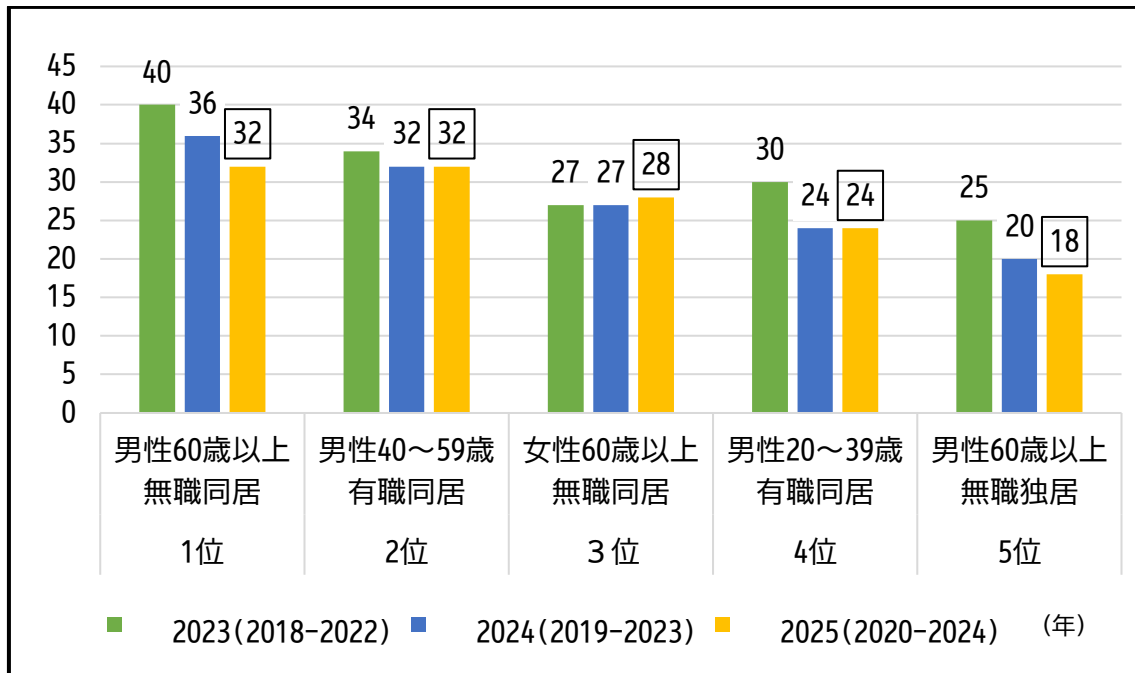
(過去 3 年の地域自殺実態プロファイルでの比較)

自殺者数 5 年計	プロファイル 2023 (2018～2022 年)	プロファイル 2024 (2019～2023 年)	プロファイル 2025 (2020～2024 年)
1 位	男性 60 歳以上無職同居	男性 60 歳以上無職同居	男性 60 歳以上無職同居
2 位	男性 40～59 歳有職同居	男性 40～59 歳有職同居	男性 40～59 歳有職同居
3 位	男性 20～39 歳有職同居	女性 60 歳以上無職同居	女性 60 歳以上無職同居
4 位	女性 60 歳以上無職同居	男性 20～39 歳有職同居	男性 20～39 歳有職同居
5 位	男性 60 歳以上無職独居	男性 60 歳以上無職独居	男性 60 歳以上無職独居

出典：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル 2023～2025」を基に郡山市作成

- ・「男性 60 歳以上無職同居」と「男性 40～59 歳有職同居」の区分が高い水準で推移（高止まり）しており、男性に対する重点的な自殺対策が求められています。
- ・また、「女性 60 歳以上無職同居」も継続して 3 位に位置しており、女性への支援について必要性が高まっています。

① 自殺者数の推移（5年ごとの推移）

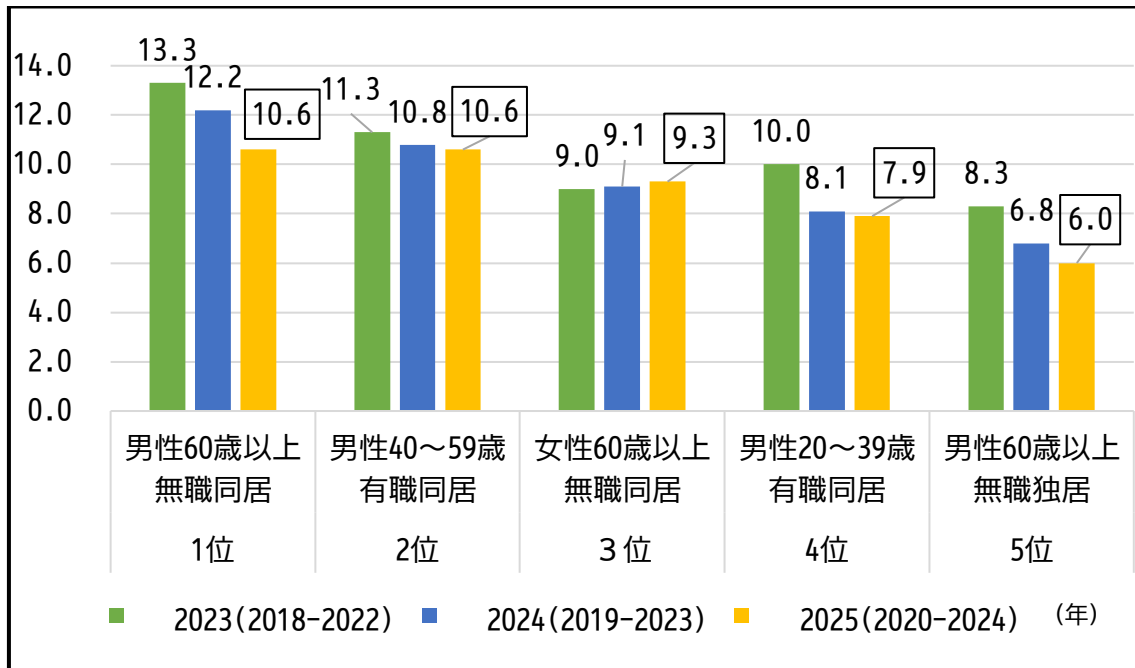


出典：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル 2023～2025」を基に郡山市作成

・上位5区分の自殺者数は、減少もしくは横ばい傾向にあります。

② 自殺者数の割合（5年ごとの推移）

属性区分の自殺者数/自殺者合計人数×100

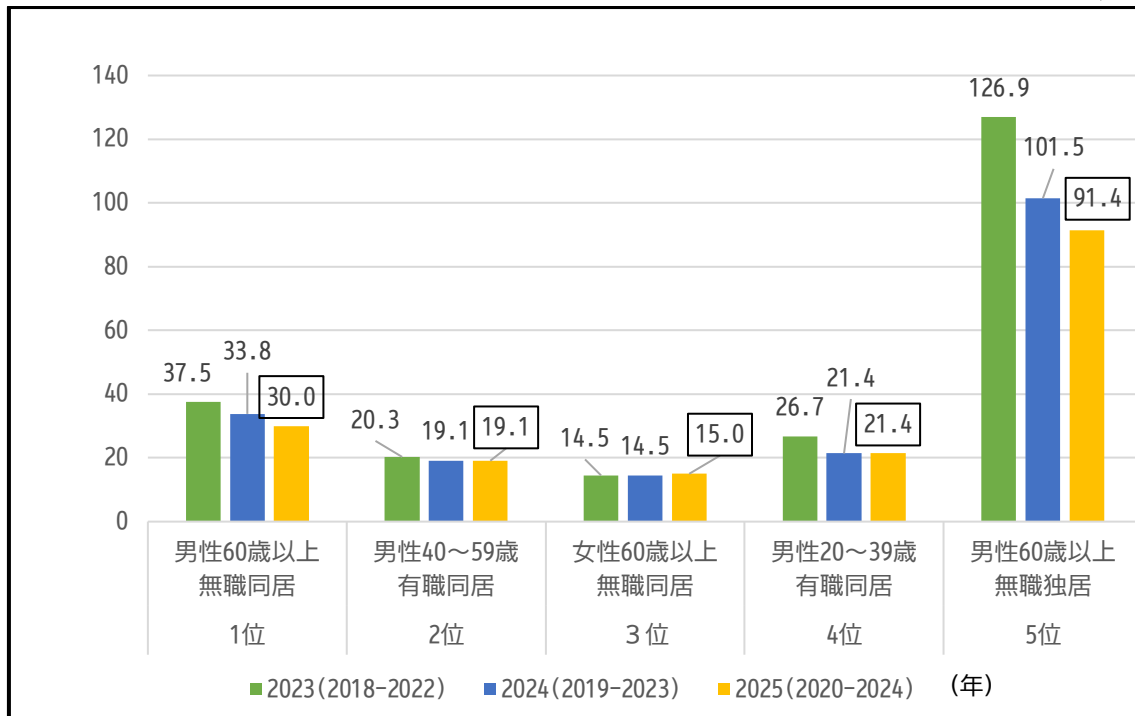


出典：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル 2023～2025」を基に郡山市作成

・上位5区分の自殺者数の割合は、減少もしくは横ばい傾向にありますが、「女性60歳以上無職同居」については増加しています。

③ 自殺死亡率(人口 10 万対)の推移

属性区分の自殺者数/属性区分の合計人数×100,000

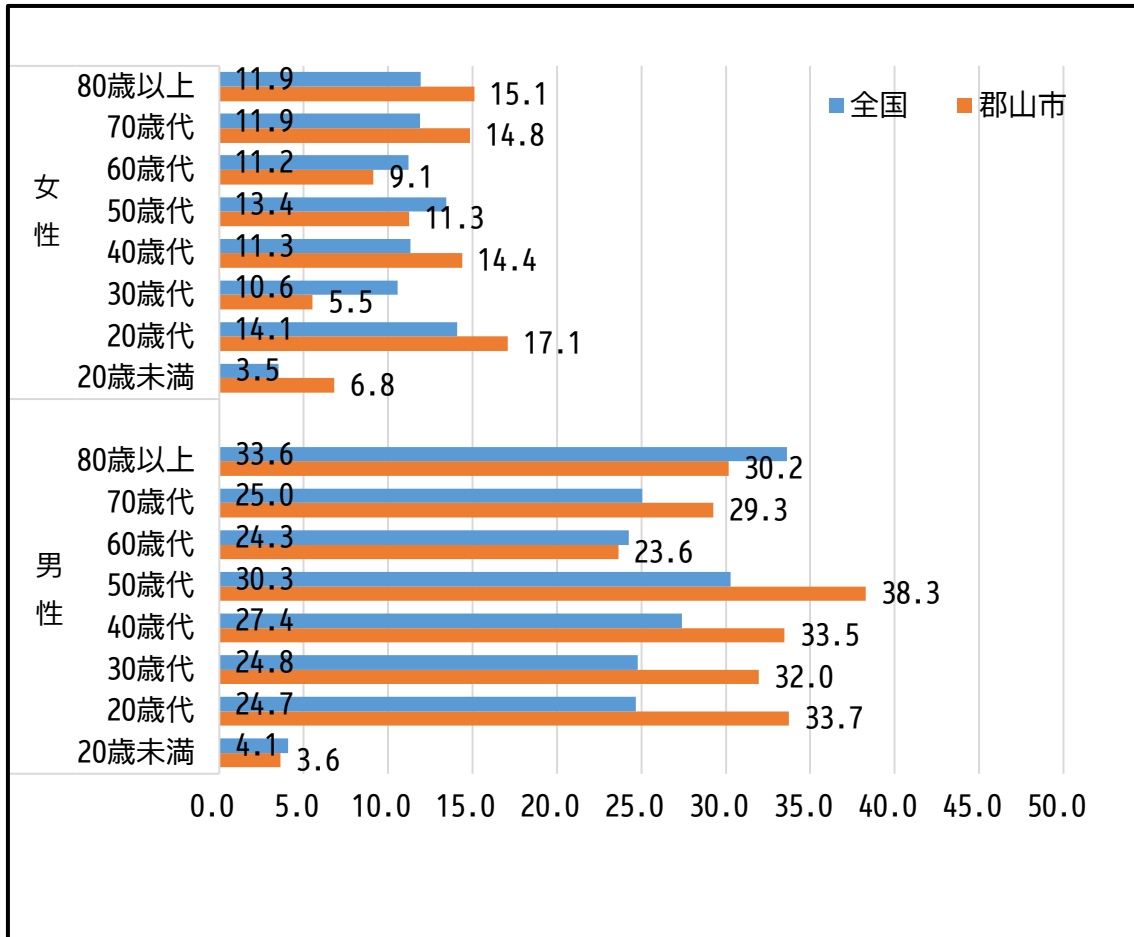


出典：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル 2023～2025」を基に郡山市作成

- ・「男性 60 歳以上無職独居」の区分は、本市における主な自殺の特徴 5 位にとどまるものの、自殺死亡率（人口 10 万対）でみると、他のすべての世代と比較して顕著に高い数値を示しており、独居高齢者に対する支援の必要性が高まっています。

(3) 自殺者の性・年代別自殺死亡率(人口10万対)

(令和2(2020)年～令和6(2024)年の5年間の平均)

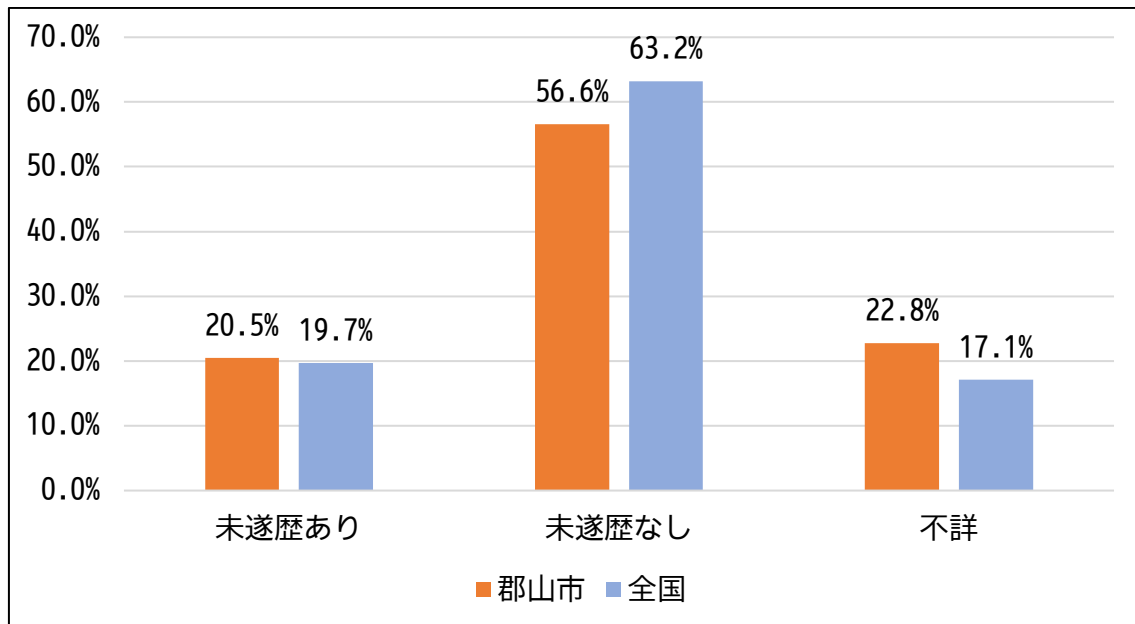


出典：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル 2023～2025」を基に郡山市作成

- ・全国・郡山市ともに、20歳未満を除くすべての年代で女性に比べて男性の方が、自殺死亡率が高い状況にあります。
- ・全国との比較では、郡山市の男性の自殺死亡率は、20歳未満・60歳代・80歳以上を除く大半の年代で全国を上回っています。
- ・同様に本市の女性についても、30歳代・50歳代・60歳代を除く年代で、全国より高い水準にあります。
- ・年代別の推移をみると、男性では50歳代が最も高く、次いで20歳代、40歳代、30歳代の順となっています。一方、女性では、20歳代が最も高く、次いで80歳以上、70歳代、40歳代の順に高くなっています。
- ・特に若年層においては、20歳未満の女性の自殺死亡率が全国の2倍近い高い数値を示しています。

(4)自殺者における未遂歴の有無

(令和2(2020)年～令和6(2024)年の5年間の平均)



出典：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル 2023～2025」を基に郡山市作成

- ・本市の自殺者における「未遂歴あり」の割合は、20.5%であり、全国の19.7%を0.8ポイント上回っています。
- また、郡山市の「未遂歴あり」の割合は、「未遂歴なし」の割合の約3分の1に相当します。

(5)本市の年代別死因順位(全死因から疾病・その他の不慮の事故を除く)

(令和2(2020)年～令和6(2024)年の5年間の累計)

年齢層	1 位		2 位		3 位	
10 代	自殺	14 人	交通事故	3 人		
20 代	自殺	35 人	交通事故	4 人	窒息	3 人
30 代	自殺	31 人	交通事故	3 人	中毒	2 人
40 代	自殺	53 人	交通事故	4 人	転倒・転落 窒息	3 人
50 代	自殺	48 人	転倒・転落	6 人	窒息	5 人
60 代	自殺	35 人	溺死・溺水	11 人	交通事故 転倒・転落	8 人
70 代	自殺	35 人	溺死・溺水	23 人	窒息	21 人
80 代	転倒・転落	47 人	溺死・溺水	45 人	窒息	41 人
90 代以上	転倒・転落	54 人	窒息	28 人	溺死・溺水	6 人
全年齢	自殺	278 人	転倒・転落	137 人	窒息	110 人

出典：2020～2024 厚生労働省「人口動態統計」を基に郡山市作成

- ・本市の年代別死因順位を見ると、病死や不慮の事故などを除いた「外的要因による死因」において、10 代から 70 代までの幅広い年齢層で自殺が第 1 位を占めています。
- ・また、10 代・20 代の若年層における自殺者数は、自殺者数総数の 17.6%を占めています。

5 評価

(1) 年度評価の考え方

「郡山市いのちを支える行動計画」(改訂版)において、実施事業を適正に評価・検証するため、施策ごとに評価指標を設定し、取組事業の成果を定量的に評価することとした。

また、令和6(2024)年度から基本及び重点施策に位置付けられた各事業が「郡山市いのちを支える行動計画」の基本理念及び目標実現の一翼を担っていることを再認識するために、定性的に評価を実施しました。

(2) 定量的評価の評価方法

定量的に評価可能な評価指標 15 項目について、目標値令和7(2025)年度と比較して達成割合を「S」～「D」の5段階で評価しました。

《評価・達成度》									
S	100%以上	A	100%未満 ～90%	B	90%未満 ～80%	C	80%未満 ～50%	D	50%未満

【基本施策・重点施策 評価指標による定量的評価】

施策	目標項目	中間評価・ 計画改訂時 2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	目標値 2025 年度	進捗状況 目標値に 対する 達成度	判定
【基本施策1】 地域におけるネットワークの強化	セーフコミュニティの認知度	43.20 %	43.20 %	46.70 %	46.70 %	45.00 %	103.8 %	S
	民生委員の訪問・連絡活動件数	74,490 件	75,638 件	76,208 件	72,997 件	71,500 件	102.1 %	S
【基本施策2】 自殺対策を支える人材の育成	ゲートキーパー養成研修参加者数	1,222 人	867 人	538 人	1,875 人	400 人	468.8 %	S
【基本施策3】 市民への啓発と周知	自殺に対する相談窓口の認知率	68.30 %	68.30 %	72.60 %	72.60 %	70 %	103.7 %	S
【基本施策4】 生きることの促進要因への支援	精神科医、精神保健福祉士等による電話、来所相談件数	387 人	363 人	351 人	358 人	300 人	119.3 %	S
	市民の文化・スポーツ活動団体数	210 団体	184 団体	181 団体	173 団体	227 団体	76.2 %	C
	音楽・文化イベント参加者数	186,229 人 (2018年)	44,549 人	52,754 人	56,677 人	187,000 人	30.3 %	D

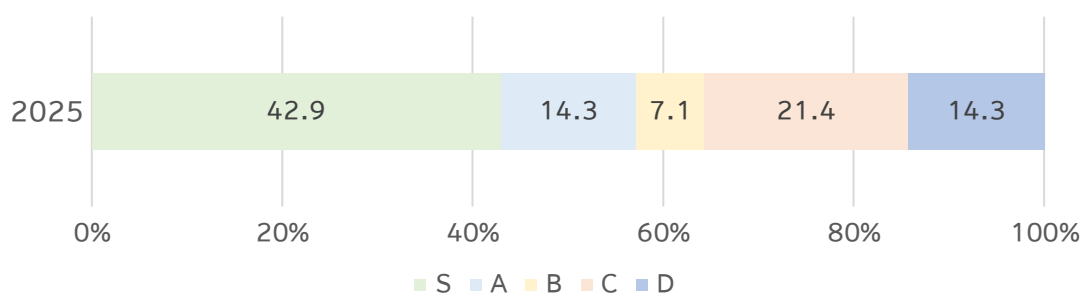
施策	目標項目	中間評価・ 計画改訂時 2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	目標値 2025 年度	進捗状況 目標値に対 する達成度	判 定
【重点施策１】 勤務・経営問題 に対する自殺対 策の推進	市内有効求人倍率	1.73	1.67	1.46	1.44	※目標値 の設定無	—	—
	新規高等学校卒業 就職者の県内企業 への就職率	99.60 %	99.40 %	99.50 %	99.80 %	100 %	99.8 %	A
【重点施策２】 高齢者支援の充 実	通いの場の登録者 数	2,500 人	2,360 人	2,315 人	2,499 人	3,962 人	63.1 %	C
	介護サービス提供 事業所数	156 ケ 所	173 ケ 所	174 ケ 所	171 ケ 所	211 ケ 所	81.0 %	B
	認知症高齢者ＳＯ Ｓ見守りネットワ ーク連絡会参加団 体数	119 団体	124 団体	126 団体	127 団体	135 団体	94.1 %	A
	郡山市の健康寿命	男性： 79.84 歳 女性： 84.37 歳 (2020)	男性： 79.51 歳 女性： 84.11 歳 (2021)	男性： 79.41 歳 女性： 84.20 歳 (2022)	男性： 79.55 歳 女性： 84.01 歳 (2023)	平均寿命 の増加を 上回る健 康寿命の 増加	—	—
	65 歳以上で要支 援以上の認定を受 けていない方の割 合	81.70 %	81.80 %	81.49 %	81.23 %	76.30 %	106.5 %	S
【重点施策３】 生活困窮者支援 の充実	生活保護世帯の割 合	1.98 %	1.98 %	2.03 %	2.04 %	※目標値 の設定無	—	—
	借金問題相談者数	215 件	266 件	293 件	265 件	※目標値 の設定無	—	—
	生活保護受給者等 の一体的就労支援 事業における就職 率	78.5 %	67.2 %	69.0 %	65.30 %	※目標値 の設定無	—	—
	自立相談支援事業 における相談者の プラン作成件数	75 件	51 件	72 件	56 件	131 件	42.7 %	D
【重点施策４】 子ども・若者支 援の充実	市立学校いじめ認 知件数	2,027 件	1,986 件	1,605 件	1,345 件	※目標値 の設定無	—	—
	自分にはよいところ があると思う市内 児童生徒の割合	小学校 76.1% 中学校 74.4%	小学校 82.2% 中学校 78.6%	小学校 83.5% 中学校 83.4%	小学校 85.6% 中学校 85.4%	全国学力 状況調査 の全国平 均を上回 る	—	—
	将来の夢や目標を持 っている市内児 童生徒の割合	小学校 81.1% 中学校 69.3%	小学校 84.7% 中学校 69.8%	小学校 83.3% 中学校 68.7%	小学校 84.7% 中学校 68.9%	全国学力 状況調査 の全国平 均を上回 る	—	—

施策	目標項目	中間評価・ 計画改訂時 2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	目標値 2025 年度	進捗状況 目標値に対 する達成度	判 定
【重点施策5】 女性支援の充実	民間企業における 女性管理職の割合	12%	労働基本 調査実施 なし	労働基本 調査実施 なし	労働基本 調査実施 なし	30%	—	—
	社会全体における 男女の地位が平均 だと思ふ人の割合	17.40 %	アンケー ト実施 なし	16.70 %	アンケー ト実施な し	30%	—	—
	20～40 代の女性 の就業割合	71.90 %	労働基本 調査実施 なし	労働基本 調査実施 なし	労働基本 調査実施 なし	80%	—	—
	女性相談窓口への 相談件数	829 件	1,055 件	903 件	1,033 件	※目標値 の設定無 し	—	—
【重点施策6】 自殺未遂者・自 死遺族支援の充 実	自損行為の市内救 急搬送件数	105 件	127 件	146 件	151 件	※目標値 の設定無 し	—	—
	自殺未遂者支援研 修の参加人数	78 人 (2023)	78 人	43 人	42 人	80 人	52.5 %	C

【評価指標：全 27 項目】目標値(2025 年度)と比較して達成割合を区分

- ・ S (100%以上) : 6 項目
 - ・ A (100%未満～90%) : 2 項目
 - ・ B (90%未満～80%) : 1 項目
 - ・ C (80%未満～50%) : 3 項目
 - ・ D (50%未満) : 2 項目
 - ・ 評価できず(目標値の設定無し等) : 13 項目
- } 合計 14 項目

2027(令和7) 年度定量的評価



【定量的評価のまとめ】

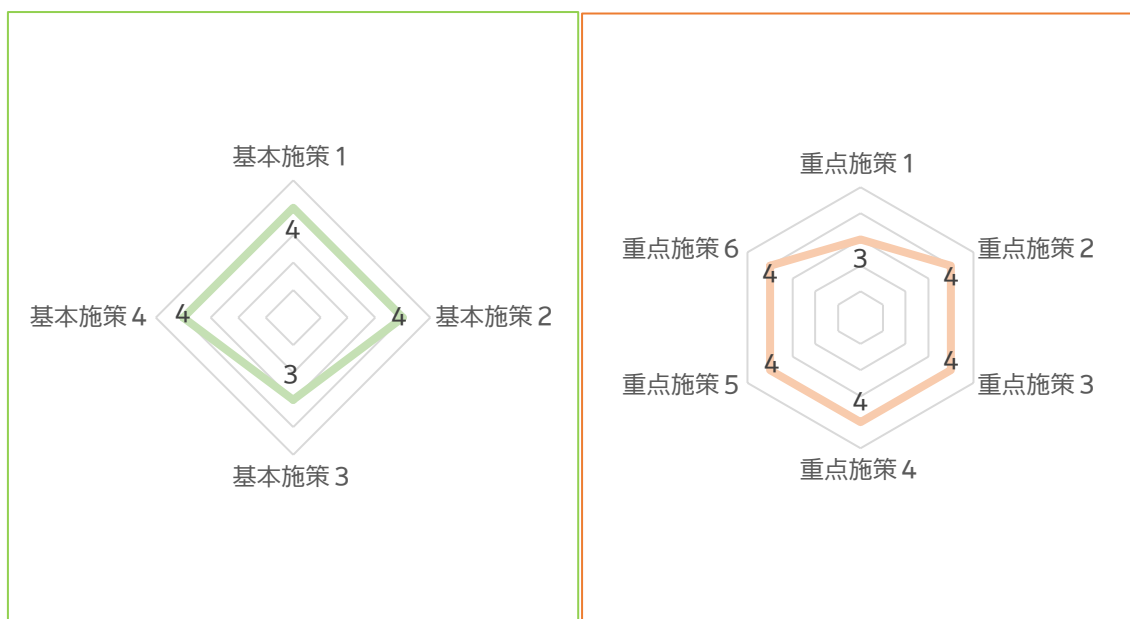
- ・ 令和 7 (2025) 年度時点で目標値を 90%以上達成した指標は、全体の約 57%(14 項目中 8 項目)でした。
- ・ 一方で、目標達成度が 50%未満となった指標(14 項目中 2 項目)については、集計方法の見直し・変更が影響したことによるものです。

(3) 定性的評価の評価方法

「郡山市いのち支える行動計画」の各施策(基本施策4項目、重点施策6項目)について、「各事業の実施状況」及び「実施状況に関する担当課評価」より、5段階で定性的に評価を行いました。

基本施策及び重点施策の達成状況をレーダーチャートを用いて可視化することで、今後取り組みを強化すべき施策の明確化を図りました。

【基本施策・重点施策 定性的評価】



【定性的評価のまとめ】

- ・基本施策3「市民への啓発と周知」については、関係する各種自殺対策事業との連携強化を密にし、周知啓発体制のさらなる充実を図る必要があります。
- ・重点施策1「勤務・経営問題に対する自殺対策の推進」については、官民連携による包括的な自殺対策の推進体制の強化を図る必要があります。

(4) 総括

- ・ゲートキーパー養成研修と支援者向け研修の充実により、人材育成が強化されています。また、高齢者支援の相談体制の充実をはじめ、生活困窮者への包括的支援、妊娠期から子育て期にわたる女性支援など、ライフステージに応じた切れ目のない支援体制が構築されつつあります。
- ・今後は、国が掲げる「生きることの包括的な支援」のさらなる実現に向け、庁内すべての部署が自殺予防対策の重要性を改めて共有し、さらなる連携を深めていくことが重要です。
- ・さらに、本市における自殺の現状及び特徴については、「自殺対策推進庁内委員会」や「セーフコミュニティ推進協議会自殺予防対策委員会」において多角的な分析を重ね、EBPM（エビデンスに基づく政策立案）の観点から、効果的な自殺対策を継続して推進していく必要があります。

6 今後の課題について

令和7(2025)年度の定量的評価・定性的評価の結果を踏まえ、今後重点的に取り組むべき課題を以下の4点に整理しました。

これらの課題への対応にあたっては、「第二次郡山市いのち支える行動計画（2026年度～2030年度）」において、引き続き「生きることの包括的な支援」として各種施策を推進していきます。

課題	令和7(2025)年度の実施状況と今後の課題
課題1 「市民への啓発・周知の推進」	・各課において、自殺予防の視点を取り入れた事業実施が進められている。 ・今後は、これら各事業と自殺対策との連携を一層明確にするとともに、関連施策を有機的に連動させることで、「生きることの包括的支援」に向けた体制整備を加速させる必要がある。
課題2 「勤務・経営問題への対策強化」	・各課において、就労支援事業や中小企業向け融資制度事業などが展開されている。 ・今後は、商工会議所・商工会、をはじめとする民間機関との協働をさらに進め、職場におけるゲートキーパー養成研修の拡大やメンタルヘルス対策の推進を図る必要がある。
課題3 「子ども・若者への自殺対策の推進」	・保護者向け支援や学校での「SOSの出し方教室」、児童虐待防止対策を継続的に実施している。 ・今後は、学校・福祉・保健等の関係機関との連携体制を一層充実させるとともに、若年層が相談しやすいよう、SNS等を活用した相談体制の整備を推進する必要がある。
課題4 「ライフステージに対応した女性支援の充実」	・産前産後ケア事業や子育て世代包括支援センター事業などを通じ、母子保健・子育て期における各種支援が展開されている。 ・今後は、これらに加え、独身女性や働く女性、高齢女性を含むすべてのライフステージにある女性に対し、相談支援体制の充実を図るとともに、孤立防止に向けた各種施策を推進する必要がある。

具体的な取組に係る担当所属（●：事業担当課、○：関係課）

從
 編
 抄
 母
 州
 仕

[illegible]

郡山市いのち支える行動計画 進捗状況確認表【4つの基本施策 1～4】

参考番号	事業名	事業概要	担当部署	担当課	令和7年度の実施計画	令和7年度実施状況 (内容や実績など)	令和7年度 実施状況に関する担当課の評価
基本施策1 地域におけるネットワークの強化							
(1)セーフコミュニティをはじめとした庁内・地域における連携・ネットワークの強化							
1	セーフコミュニティ推進事業	セーフコミュニティを中心的概念とした協働による安全で安心なまちづくりを推進します。 また、庁内の推進体制の充実を図り、全庁横断的なセーフコミュニティ活動を推進します。 さらに、企業との連携や対策委員会間の連携、SNSによる情報発信等、再認識後の活動や啓発の充実を図ります	市民部	セーフコミュニティ課	・セーフコミュニティ推進協議会自殺予防対策委員会は、自殺対策についての会議を年6回開催する。 ・自殺予防の普及啓発のため9月の自殺対策週間(国)、3月の自殺予防月間(県)に合わせて街頭キャンペーンやパネル展示を一緒に行う。	・自殺予防対策委員会:年4回開催 【委員会の活動内容】 ・自殺予防の普及啓発のため9月の自殺対策週間(国)、3月の自殺予防月間(県)に合わせて街頭キャンペーンやパネル展示を一緒に行った。 ・若者向け自殺予防の取り組みとしてワークブックを作成し、対象者や配布先について検討した。	・自殺予防対策委員会の開催および活動内容は、セーフコミュニティをはじめとした庁内、地域における連携、ネットワークの強化に直結しているものである。 ・委員会の開催回数は予定数を下回ったが、年々委員会活動が定着しており、委員間でメールを活用し情報共有をはかることもできている。若者向け自殺予防の取り組みとしてワークブックを作成配布し、市のホームページへも掲載しており、自殺予防対策に有効である。
2	自殺対策推進事業 (庁内委員会・セーフコミュニティ推進協議会自殺予防対策委員会)	自殺予防を図るため、「生きることの包括的支援」に係る庁内外関係機関、セーフコミュニティ推進協議会自殺予防対策委員会との連携により総合的な自殺対策の推進を図ります。	保健福祉部	保健所保健・感染症課	・セーフコミュニティ推進協議会自殺予防対策委員会は、自殺対策についての会議を年6回開催する。 ・自殺予防の普及啓発のため9月の自殺対策週間(国)、3月の自殺予防月間(県)に合わせて街頭キャンペーンやパネル展示を一緒に行う。 ・若者向け自殺予防の取り組みとしてワークブックの活用方法を検討する。	・自殺予防対策委員会:年4回開催 【委員会の活動内容】 ・自殺予防の普及啓発のため9月の自殺対策週間(国)、3月の自殺予防月間(県)に合わせて街頭キャンペーンやパネル展示を一緒に行った。 ・若者向け自殺予防の取り組みとしてワークブックを作成し、対象者や配布先について検討した。	・自殺予防対策委員会の開催および活動内容は、セーフコミュニティをはじめとした庁内、地域における連携、ネットワークの強化に直結しているものである。 ・委員会の開催回数は予定数を下回ったが、年々委員会活動が定着しており、委員間でメールを活用し情報共有をはかることもできている。若者向け自殺予防の取り組みとしてワークブックを作成配布し、市のホームページへも掲載しており、自殺予防対策に有効である。
3	多文化共生推進事業	国際化及びユニバーサルデザインの推進から、外国人住民等の利便性の向上を図るとともに、観光誘客及び交流人口の増加を図るため、情報媒体の多言語化のほか、外国人住民等とのコミュニケーション能力の向上を推進します。	市民部	ダイバーシティ推進課	・リビングガイドこおりやま内容改定 ・多言語生活情報動画作成 ・外国人住民参加防災ワークショップの開催(市国際交流協会との共催) ・窓口対応向上セミナーの開催	・リビングガイドこおりやま 言語：7言語(日本語、英語、中国語簡体字、韓国語、ベトナム語、タガログ語、インドネシア語) 内容：生活に必要な情報をウェブサイト上に多言語で掲載した。 多言語生活情報動画作成(R8.2月公開) 内容：「外国人のための日本でのフリックへのかかり方」 言語：6言語(日本語、中国語、ベトナム語、タガログ語、インドネシア語) 外国人住民参加防災ワークショップ(郡山市国際交流協会主催) 開催日：令和7年6月22日(日) 内容：「避難所を知ろう」をテーマに、橋地域公民館にて、外国人と日本人が災害及び防災について理解を深めた。 参加者：74名(外国人25人、日本人49人) ・外国人住民窓口対応向上セミナー 開催日：令和8年2月27日(金) 内容：「やさしい日本語」について学ぶワークショップを開催した。 参加者：こおりやま広域圏自治体職員 15人	生活に必要な各情報を「リビングガイドこおりやま」として、ウェブサイト上に掲載しており、新たにインドネシア語を加えた7言語で周知を図ることで、外国人住民の生活における安全安心に寄与した。 多言語生活情報動画は、市国際交流協会や地域の外国人関係団体と連携を図りながら、令和7年度は病院・クリニックへのかかり方について作成し、郡山市公式YouTubeチャンネルを通して、外国人住民に対する生活情報及びルーールの周知に寄与することができた。 外国人住民参加防災ワークショップでは、橋地域公民館にて、外国人と日本人が災害及び防災について理解を深め、地域の連携強化及び外国人住民にとって安心・安全な地域づくりに寄与するとともに、窓口を所管する広域圏職員が、外国人に対する行政窓口におけるサービス向上及び広域圏内職員のネットワーク強化に寄与した。
(2)特定の問題に対する連携・ネットワークの強化							
4	精神保健福祉事業 (家族教室)	こころの健康の保持増進や精神疾患の早期発見・治療、正しい知識の普及啓発を図るため、家族教室・家族相談等を行います。	保健福祉部	保健所保健・感染症課	家族教室を開催する ・ひきこもり家族教室：年8回 ・アルコール、ギャンブル等家族教室：年10回	令和7年度 開催状況と参加人数 ②ひきこもり家族教室 8回(延90人) ③アルコール等家族教室6回(延30人)	・家族教室は、特定の問題に対する連携・ネットワークの強化に寄与し、地域におけるネットワークの強化に有効な事業である。

参考 番号	事業名	事業概要	担当部署	担当課	令和7年度の実施計画	令和7年度実施状況 (内容や実績など)	令和7年度 実施状況に関する担当課の評価
5	精神障がい者相談支援事業	障がい者の自立と社会参加の促進を図るため、相談者のニーズに合わせて指導や助言を行うとともに、福祉制度が効果的に活用できるよう、人材の育成・確保や社会資源の活用等の体制整備を図ります。	保健福祉部	保健所保健・感染症課	・事務所会議及び運営会議に参加し、議題の検討を行う。	・事務所会議（6回）及び運営会議（6回）に参加し、議題の検討を行った。	・自立支援連絡協議会の事務局会議及び運営会議に参加することは、精神障がい者が抱える問題の把握、地域課題解決の検討の機会となっている。 ・精神障がい者だけに限らず、社会的弱者や要配慮者の支援を検討する場となり、自殺対策にも有効な機会となっている。
6	難病患者等地域支援対策推進事業（難病医療相談会）	難病患者やその家族の疾病等に対する不安を解消するため、相談会や研修会等を行います。	保健福祉部	保健所保健・感染症課	①難病医療相談会 療養生活上の不安を軽減し、安心して日常生活が送れるよう支援することを目的に、指定難病348疾患のうちテーマ別に2回実施。 ②訪問看護士等研修会の実施 難病に対する訪問看護に必要な知識や技術の普及を目的に実施予定。	・難病医療相談会：2回開催（延べ54人参加） ・訪問看護士等研修会：1回（27名参加） ・保健師等による相談指導・訪問指導等相談・機能訓練・訪問指導実人数：801人 電話相談：延べ1232人	・当該事業は、専門職の講話を聞き、難病患者やその家族が交流を図る機会となり、不安の軽減につながるものである。 ・今後も難病患者の療養生活を支援するために、相談支援の充実を図り、難病医療相談会及び難病訪問看護士等研修会を継続して実施する必要がある。
7	避難行動要支援者支援体制管理事業	高齢者や障がい者等の災害時の安全確保を図るため、避難支援体制の管理を行います。 ○避難行動要支援者支援システムの活用	保健福祉部	保健福祉総務課	引き継ぎ、避難行動要支援者を民生委員等による調査及び本人等からの申請により、避難支援に必要な情報を台帳に登載するとともに、その情報を支援する町内会や自主防炎組織、消防本部等関係機関を共有し、避難所までの避難支援及び避難所での生活の支援体制を整備する。	地域の互助による力で避難支援を求めているものの、地域全体の高齢化や地域コミュニティ希薄化等により、隣近所の近隣協力者に対して助けを求めにくいという課題を抱えている。今年度も「要支援者一貫表配布数」は、毎年配布している団体協力もあり、支援者側の高齢者化等が進む中でも概ね横ばいを維持している。	毎年配布している団体の協力もあり、「要支援者一貫表配布数」は、概ね横ばいを維持しており、要支援者の支援体制維持に繋がると考える。
8	人権啓発活動推進事業	お互いを認め合い、すべての市民の人権が尊重され、守られる社会づくりを推進するため、人権意識の普及を目指します。	市民部	ダイバーシティ推進課	・LGBTQ研修の実施1回（のべ27名） 開催日 令和7年11月29日（土） 参加者 第1部講演会18名、第2部座談会9名	・LGBTQ+研修の実施1回（のべ27名） 開催日 令和7年11月29日（土） 参加者 第1部講演会18名、第2部座談会9名	「LGBTQ+」についての基礎知識や職場・学校等における合理的配慮の必要性、災害時の対応について学んだ。また、座談会では参加者それぞれが抱えている事情やその対応方法、海外の事例の紹介などをとおして、意見公開を実施し、「LGBTQ+」に対する理解を深めた。
(3)DXを活用した自殺の情報収集・分析							
9	SDGs推進全世代健康都市圏事業	健康をキーワードに、連携中核都市圏における、医療・介護情報等を多角的に分析し、E BHP（エビデンス・ベースド・ヘルス・ポリシー：根拠に基づいた健康政策）の実施や疾病構造や介護認定状況、それに至る原因等を把握することなどで、各種保健事業・介護予防事業等を広域中核連携都市圏で一体的に実施し、ICTを活用した健康寿命の延伸対策など、E B M（エビデンス・ベースド・メディシン：根拠に基づく医療）を進めることにより、すべての世代の方たちが健康で生きいきと暮らせるまちづくりを目指します。 ○医療・介護情報等の分析データを活用した健康づくりキャンペーンの実施 ○経営者向け健康づくり研修会の実施	保健福祉部	保健所健康政策課	○健康・医療・介護情報等の分析データを活用した健康づくりキャンペーンの実施	・郡山市健康づくりキャンペーンの実施（2025.10～） ・「心と体の健康応援サイト ココカラこおりま！」の「郡山市の統計情報（人口動態調査）について」のデータを更新（ページアクセス数 585回/年）	「心と体の健康応援サイト ココカラこおりま！」のコンテンツ「こころの健康」において、自殺対策に関する情報の掲載を行い、多くの方々に啓発することができた。

参考 番号	事業名	事業概要	担当部署	担当課	令和7年度の実施計画	令和7年度実施状況 (内容や実績など)	令和7年度 実施状況に関する担当課の評価
10	自殺対策推進事業 (オンライン相談KOKOROBO) 相談KOKOROBO)	国立精神・神経医療研究センターが運営するオンライン相談KOKOROBOの利用実績データを分析し、自殺予防対策の推進を図る。	保健福祉部	保健所保健・感染症課	NCNPと連携しながら継続的にKOKOROBOの啓発を行っている。	郡山市でKOKOROBOを導入した2025年4月1日から2026年3月31日までの利用者数。 アクセス者数44人 内ストレスチェックを行った方が40名 内AIチャットボットの利用は0名 ※チャットボットについては2025年後半からメンテナンスマンテナンスで使用不可 内オンラインの臨床心理士による相談は0名の利用があった。	KOKOROBOを啓発するために相談窓口いろいろのリーフレットや啓発用ティッシュにKOKOROBOのQRコードを載せるなどより繋がりがやすい啓発を行った。
基本施策2 自殺対策を支える人材の育成							
市民・保健福祉分野専門職を対象とする研修の実施							
11	自殺対策推進事業 (ゲートキーパー養成研修)	自殺予防を図るため、自殺対策に携わる人材の育成や自殺予防に関する知識の普及啓発のために、こおりやま広域圏の職員・市民・保健福祉分野専門職等を対象としたゲートキーパー養成研修を開催します。	保健福祉部	保健所保健・感染症課	- ゲートキーパー養成研修を受講した方へのフォローアップ研究会を開催する。 - 若年層への対応としては、市内高等学校を中心にゲートキーパー養成研修の周知案内を行い、セルフケアやメンタルヘルス対策の内容も加味し開催する。	- ゲートキーパー養成研修を下記の通り開催した 出前講座：5回(235人) 市職員向け：1回(27人) 若年層向け(市内高校・大学・専門学校)：7回(1527人) 市民向け、職域、医療従事者向け：3回(86人) 合計：16回(1875人) - 自殺予防講演会を下記の通り開催した 未達者支援：1回(42人) 若年層支援者向け：1回(28人) 市民向け：1回(22人)	- ゲートキーパー養成研修は、若年層及び広く市民を対象に実施している。 - 令和7年度は、ゲートキーパー養成研修、自殺予防講演会を開催し自殺対策を支える人材の育成に寄与した。
12	介護人材確保育成支援事業	介護サービス事業所に従事する者や介護サービス事業の運営者を対象に、職員個々のスキルアップ及び事業運営者の管理能力の向上につながるセミナー等を、対面型とオンライン(オンデマンド)型を可能な限り併用して実施し、介護サービス事業所の環境改善と介護人材の定着率の向上を図ります。また、介護未経験者が介護に関する基本的な知識等を身につける「介護に関する入門的研修」を開催することにより、介護分野への参入のきっかけをつくり、人材確保を支援します。	保健福祉部	介護保険課	- 介護未経験者を対象とした入門的研修を年1回開催する。 - 介護保険事業所職員や介護サービス事業の運営者に対する人材育成セミナーを年5回開催する。 - 介護事業所管理職員向け人材育成研修会を年2回開催する。 - 介護資格取得のための費用の1/2(上限5万円)を助成する。	- 入門的研修：年1回開催 - 人材育成セミナー：年5回開催 - 管理職向け人材育成研修会：年2回開催 【研修：セミナーの活動内容】 入門的研修は計画以上の参加となり、併せて就労支援も実施した。 人材育成セミナーは、対面開催により実施して、令和7年度の参加者数は96人となった。 管理職向け人材育成研修会は、対面開催により実施して、令和7年度の参加者は34人となった。	入門的研修の参加者数は予定数を上回っており、より多くの人々に介護分野への理解を深めることができた。また人材育成セミナーと管理職向け人材育成研修会は、対面開催としたことにより、セミナーの習熟度を向上させ、受講者のスキルアップにつながった。
13	障がい者相談支援事業	障がい者の自立と社会参加の促進を図るため、基幹相談支援センターにおいて、総合的な相談支援業務にあたる相談支援員の育成等を行います。	保健福祉部	障がい福祉課	障がい者及びその家族等の総合的な相談を相談支援事業所に委託。 ・一般相談(7か所) ・基幹相談支援(1か所)	障がい者及びその家族等の総合的な相談を相談支援事業所に委託。 ・一般相談(7か所) ・基幹相談支援(1か所)	計画とおりの相談支援事業所に委託ができた。
基本施策3 市民への啓発と周知							
こころの健康づくり・生きることの支援について正しい知識の普及啓発							
14	人権啓発活動推進事業	お互いを認め合い、すべての市民の人権が尊重され、守られる社会づくりを推進するため、人権擁護思想の普及を目指します。	市民部	ダイバーシティ推進課	①人権啓発キャンペーンの実施 (②人権擁護講演会の開催※2024年度から指定管理者が実施)	①各種イベント実施等の機会に人権啓発キャンペーンを実施7回 (②講演会開催1回(83人)※2024年度から指定管理者が実施)	①うねめ踊り流しなどの各種イベントで実施し、多くの人に啓発することができた。

参考 番号	事業名	事業概要	担当部署	担当課	令和7年度の実施計画	令和7年度実施状況 (内容や実績など)	令和7年度 実施状況に関する担当課の評価
15	男女共同参画推進事業	市民一人ひとりが男女共同参画に対する理解を深めるために学習機会の充実を図るとともに、啓発活動や情報提供を行い、家庭や学校、地域、職場等において、市、市民、事業者が一体となった取り組み、「男女共同参画のまち 郡山」の実現を目指します。	市民部	ダイバーシティ推進課	①郡山市男女共同参画推進事業者表彰の実施 ②郡山市男女共同参画学習サポート事業「さんかく教室」の実施	①郡山市男女共同参画推進事業者表彰事業 …3者表彰 ②郡山市男女共同参画学習サポート事業「さんかく教室」 (9回) ・メニュー講座8回(709人) ・フリープラン講座1回(18人)	①誰もができる体制の整備や環境づくりに積極的に取り組んでいる事業者を募集・審査・表彰することによって「働きやすい職場」づくりを推進できた。 ②「さんかく教室」受講により、人権尊重意識、男女共同参画意識が浸透した。
16	自殺対策推進事業(自殺予防講演会)	自殺予防を図るため、自殺対策に携わる人材の育成や自殺予防に関する知識の普及啓発のため、自殺予防講演会を開催します。	保健福祉部	保健所保健・感染症課	・自殺予防講演会は、対象者や内容を検討し、年3回開催する。	・自殺予防講演会を下記の通りの通り開催した。開催に当たり、SNSや広報等にて周知を実施。 未達者支援：1回(42人) 若年層支援者向け：1回(28人) 市民向け：1回(22人) ・自殺予防の啓発活動を行い、相談窓口リーフレットを18,000部配布した	・自殺予防講演会をはじめ、当該事業はこころの健康づくり・生きることの支援について正しい知識の普及啓発に寄与している。 ・特に、令和5年度より開催した「未達者支援」研修会は、地域での関係機関とのネットワークづくりのきっかけとなる事業でもあり、次年度も継続して実施する。
17	精神保健福祉事業	こころの健康の保持増進や精神疾患の早期発見・治療、正しい知識の普及啓発を図るため、市民心の健康講座を開催します。	保健福祉部	保健所保健・感染症課	・心のサポーター養成研修は、消防職員、市職員、市議員を対象とし、年3回開催する。なお、市民は対象を限定せずに全市民対象に行う予定。	・心のサポーター養成研修を以下の通り開催した。 消防職員向け：1回(31人) 市職員向け：1回(28人) 市民向け：1回(24人)	・当該事業は、こころの健康づくり・生きることの支援について正しい知識の普及啓発に寄与しており、次年度も開催を検討していく。 ・令和7年度は消防職員から申込みの希望があったため、市民・市職員に加えて消防職員の対象に行った。活動を通して正しい知識の普及啓発に繋がっていると考えられる。 ・昨年度に比べて、参加者数が減少した。広報を活用するなど周知の方法を工夫し、参加者数の増加を図る。
基本施策4 生きることの促進要因への支援							
(1)居場所・生きがいづくり							
18	コミュニケーション等支援事業	手話の普及と聴覚障がい者等への理解促進を図るとともに、聴覚障がい者への日常生活や社会生活におけるコミュニケーション支援として手話通訳者や要約筆記者の派遣の他、ICTを活用した遠隔手話サービス(テレビ電話)を実施します。	保健福祉部	障がい福祉課	聴覚障がい者が日常生活や医療・法律・行政機関等での手続等に係る社会生活上において、情報伝達の手段として欠かすことのできない手話についての理解促進と普及を図るとともに、手話通訳者及び要約筆記者の派遣とICTを活用した遠隔手話サービスを実施する。	手話についての理解促進と普及、啓発を図るとともに、手話通訳者及び要約筆記者の派遣とICTを活用した遠隔手話サービスを実施した。 【手話通訳者等の派遣】3,059件 ・手話通訳者派遣件数 3,059件 ・遠隔手話サービス件数 1,220件 ・要約筆記者派遣件数 48件 【手話の普及啓発、通訳等の養成】 ・団体向け手話講座 65回 受講人数 2,870名 ・手話養育員養成講座 36回 受講人数 65名 ・手話通訳者養成講座 22回 受講人数 28名	聴覚障がい者に対する、手話通訳者等の派遣は、聴覚障がい者の日常生活、社会生活に欠かすことのできないコミュニケーション支援である。 手話通訳者の派遣件数は計画を上回っており、遠隔手話サービスについても利用件数が増加しているところである。 団体向け手話講座を実施するなど、手話の普及啓発や理解促進を図り、また持続可能な支援体制を整えるため、手話通訳者等の養成を実施した。
19	ふれあいピック大会開催事業	障がい者(児)の体力の増進と社会参加の促進を図るため、ふれあいピック(合同運動会)を開催します。	保健福祉部	障がい福祉課	スポーツやレクリエーションを通じて、障がい児、障がい者の社会参加の促進のため、ふれあいピック(合同運動会)を開催する。	スポーツやレクリエーションを通じて、障がい児、障がい者の社会参加の促進のため、ふれあいピック(25)を開催した。 開催日：令和7年11月15日 参加人数：191名(19団体)	ふれあいピックは、障がい児、障がい者がスポーツやレクリエーションを通じて、健康の増進や社会参加の促進により、生きがいづくりにつながるものである。 新型コロナウイルス感染症の影響により開催中止が続いたが、令和5年度より再開した。依然として規模を縮小した開催ではあったが、令和7年度は昨年度に比べて参加者数が増加した。

参考 番号	事業名	事業概要	担当部署	担当課	令和 7 年度の実施計画	令和 7 年度実施状況 (内容や実績など)	令和 7 年度 実施状況に関する担当課の評価
20	障害者地域生活 支援拠点整備事 業	障がい者の重度化、高齢化、親亡き後に取組むため、緊急時の相談、対応、日中活動の体験に繋げることができ体制を構築します。	保健福祉部	障がい福祉課	関係機関等にさらに働きかけ該当する障がい者の把握を引き続き行う。	関係機関へ制度の周知を図った。	親なきあとを見据えた相談が増え、今後は具体的なビジョンを共有し、親なきあとの生活のための支援を行った。
21	生涯学習支援事業	生涯学習機会の充実を図るため、市民が技能や知識等を生かした達人先生として実施する「生涯学習きらめきバンク」や市職員が講師として出向き、市政情報を伝える「きらめき出前講座」を実施します。	教育総務部	生涯学習課	①生涯学習きらめきバンクの実施 講師活動件数 1,009件 ②きらめき出前講座の実施 受講者数 17,556件	①生涯学習きらめきバンクの実施 講師活動件数 1,009件 ②きらめき出前講座の実施 受講者数 17,556件	きらめきバンクの登録者数は講師の高齢化に伴って減少傾向にあるが、公民館での講師登録案内のほか、まなびLINEや生涯学習ポータルサイトなどのSNSを積極的に活用し、登録者数の増加を図った。生涯学習きらめきバンク及びきらめき出前講座を実施することで、学習の機会を提供し、生きがいづくりやコミュニティ形成が図られている。
22	明るいまちづくり事業	地域の連帯意識を醸成するため、明るいまちづくりの推進委員会協議会への活動支援や、花いっぱい運動の推進、危険個所の啓発を図ります。	教育総務部	生涯学習課	①啓発・広報活動 ②花いっぱいコンクール ③危険箇所看板の設置 ④標語・川柳コンクール	①啓発・広報活動 通年 参加数 260団体 配布数 27枚 ③標語・川柳コンクール 応募数 3,284件	住民主体によるコミュニティ活動の活性化及び地域の人材育成を図る事業を実施した。さらには地域の緑化活動による花にあふれた良好な景観はウエルビーイングなまちづくりや、植栽に携わる地域高齢者の生きがいづくりにとも寄与している。
23	地区・地域公民館の定期講座等開催事業	地区・地域公民館において様々な講座を開催し、市民へ多様な学習機会の提供を図ります。	教育総務部	生涯学習課	各地区・地域公民館において、青少年の健全育成や高齢者の生きがいづくり・世代間交流等を目的に、各種講座等定期講座等を開催し、市民の多様な学習ニーズに対応した定期講座等を開催する。また、若い世代や公民館に来館できない方などに対し、SNSを活用した情報提供を積極的に行っていく。	青少年の健全育成や高齢者の生きがいづくり・世代間交流等を目的に、各種講座等定期講座等を開催した。 ①講座開催数 233講座 ②講座参加者数 20,137人	地域課題解決を意識した講座を優先的に行うことにより、地域活性化を促す取組みが各地域で展開されている。青少年対象事業においては、地域の伝統文化継承や夏休みなどを利用した体験学習など幅広い事業展開を行ったほか、地区青少年協会の共催事業により、地域住民との世代間交流が図られた。また、高齢者対象事業では、スマートフォン講座などを積極的に取り入れ、デジタルデバイス対策を推進した。
24	ホールコンサート	街中に音楽があふれる「音楽都市こおりやま」を目指して、市役所本庁舎玄関ホールなど市民の身近な場所、市民が出演者・聴衆として音楽に親しめるコンサートを実施します。	文化スポーツ観光部	文化振興課	・年4回以上のコンサート開催 ・来場者、出演者、会場管理者へのアンケート実施	・第142回 柴宮小学校・合唱部、明健中学校・吹奏楽部、安積高等学校・弦楽合奏部（JR郡山駅構内、おみやげ館前特設ステージ） ・第143回 梁取里、鶴田麻祐子、日本大学東北高等学校・合唱部（郡山市歴史情報博物館 オープンスペース） ・第144回 松野愛梨、深谷悠里絵（郡山市議会講堂） ・第145回 榎木康平（郡山市役所本庁舎 1階玄関ホール） ・第146回 青木晴弥、夢・三絃 佳寿美会（S-PAL郡山 イベントスペース） ・第147回 平山佳奈、伊藤日菜子、片岡夢佳（郡山市総合地方卸売市場 管理棟2階会議室） ・第148回 郡山女子大学短期大学部幼児教育学科チャイロド・ミュージックコース、郡山クラリネットアンサンブル、TOHOカルテット（郡山市歴史情報博物館 オープンスペース）	・市の施設や商業施設など幅広い場所で開催することにより、市民にとって参加しやすいコンサートにすることができた。 ・目標値を上回る年7回のコンサート実施、全てのコンサートで来場者向けアンケートを実施し、コンサートの運営だけでなく、出演者の意向を調査することで、より一層内容の充実を図ることができた。

参考 番号	事業名	事業概要	担当部署	担当課	令和7年度の実施計画	令和7年度実施状況 (内容や実績など)	令和7年度 実施状況に関する担当課の評価
25	中央公民館の定期講座開催事業	中央公民館で各種講座を開催し、地域課題の解決や、より実践的な内容の講座など市民に多様な学習機会を提供します。	教育総務部	中央公民館	市民学校25回、小学生を対象とした講座「キッズスクール」40回、ICT活用講座8回など合わせて103の講座を開催 合計参加人数 延べ1,440人 (旧勤労青少年ホーム事業) ①青年学級「ユースカレッジ木曜クラブ」34回 ②郡山について学ぶ講座「はやまニア」4回 ③高度な知識を身につける講座「FINE Morning」1ナイトカレッジ」あわせて9回開催 合計参加人数 延べ353人	講座の実施に当たっては、受講者同士が交流できる内容を多く盛り込み仲間づくりに取り組んだことから、受講者の満足度は高くなっている。 今後は、公共的な課題や受講生のニーズのさらなる把握に努め事業内容をさらに充実させるとともに、「地域づくり」「仲間づくり」を促すためグループワークなどを積極的に取り入れ世代間交流や地域振興等に係る講座を開催し、引き続き多様な学習機会の提供に努めていく。	今年度は新型コロナウイルスの影響も収まりつつあり、年間を通して定員を例年通りに戻し講座を開催することができた。 今後は、生涯学習都市の実現に向けて、幅広い世代に対応した質の高い事業を継続し、また、オンラインなどICTを積極的に活用することで、事業内容や講座メニューのさらなる充実を図る。
26	勤労青少年ホーム事業	勤労青少年の余暇の有効活用と福祉の増進を図り、併せて雇用の促進へつながる教養講座を開催します。	教育総務部	中央公民館	働き方改革などの進展による余暇活動の支援のため「ユースカレッジ木曜クラブ」「はやまニア」「ナイトカレッジ」を開催し、勤労青少年の福祉向上、仲間づくりを促す。	法令改正により令和7年度から勤労青少年ホームが廃止されたことに伴い、中央公民館の定期講座開催事業に統合	法令改正により令和7年度から勤労青少年ホームが廃止されたことに伴い、中央公民館の定期講座開催事業に統合
(2)相談体制の充実及び生活等に係る包括的な支援							
27	在宅医療・介護連携推進事業	医療と介護の連携を図り、在宅医療・介護連携に関する高齢者の支援にあたる専門職の方のための相談窓口を設置するなどの支援を行います。	保健福祉部	地域包括ケア推進課	地域の医療や介護関係者のための相談窓口運営のほか、関係者が参画する会議や研修会等の開催、市民への相談対応、ACP普及啓発に取り組むことで、更なる地域包括ケアシステムの深化、推進を図りながら、継続して実施する。	在宅医療・介護連携推進支援センターへの相談件数、医療介護関係者情報共有ツール登録者数が増加しており、活動を成果につなげることができた。相談対応にあたっては、関係機関と連携することにより、切れ目のない支援を行った。	在宅医療・介護連携推進支援センターへの相談件数、医療介護関係者情報共有ツール登録者数が増加しており、活動を成果につなげることができた。相談対応にあたっては、関係機関と連携することにより、切れ目のない支援を行った。
28	認知症総合支援事業	認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員の配置・認知症カフェの設置などにより認知症の方や家族等への支援を行います。	保健福祉部	地域包括ケア推進課	①認知症の早期対応の重要性を理解してもらうよう引き続き市民への周知啓発を図る。 ②認知症初期の方への支援強化を図るため、早期に認知症初期集中支援チームにつなげる支援を行う。 ③認知症カフェの開催支援 ④関係機関との連携強化	認知症初期集中支援チーム相談件数：899件 認知症初期集中支援チーム訪問件数：121件 認知症地域支援推進員相談件数：16,780件 認知症カフェ参加者数：796名	認知症の本人及び家族が孤立しないよう、居場所づくりの一つとして認知症カフェの支援を行い、参加者数も増加した。 認知症初期集中支援事業相談件数が減少しているが、潜在的な対象者の早期発見・早期対応に向けた支援体制および個別的な支援を充実させ、相談体制の周知を図りながら継続して実施する。 今後も認知症基本法の主旨である共生社会の実現に向けて、認知症の方や家族が地域や支援者と繋がりを持てるよう、初期段階からの相談・支援体制構築を推進し、孤立・自殺予防に寄与する。
29	国民健康保険特定健康診査・特定保健指導事業	特定健康診査等第四期実施計画に基づき、40歳～74歳までの国民健康保険加入者に対し、特定健康診査の受診勧奨と特定保健指導利用の周知・啓発を実施し、特定健康診査受診率及び特定保健指導実施率向上を目指すとともに、生活習慣病の予防・改善と、医療費の削減に努めます。	市民部 保健福祉部	国民健康保険課 保健所健康づくり課	「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、特定健康診査及び特定保健指導の実施及び受診率向上のため、未受診者へのAIを活用した動員事業、SMSによる勧奨通知、広報誌、ふれあいFAX、SNS等を活用した受診勧奨を継続して実施する。	内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）は生活習慣病重症化の要因の一つであるため、特定健康診査でメタボの該当者や予備群を抽出し、特定保健指導で生活習慣の見直しを行った。また、特定健康診査率向上のための受診勧奨や未受診者への受診動員、特定保健指導未利用者への利用勧奨を実施した。 ・特定健康診査受診率（速報値） 41.0% ・特定保健指導実施率（速報値） 25.9% ・未受診者へのAIを活用した動員事業 令和7年度 発送件数 38,707通 SMSによる勧奨通知 令和7年度 発信件数 3,225件	特定健康診査の結果により、健康の保持に努める必要がある者に対し、毎年度、計画的に特定保健指導を市内の指定医療機関及び保健所、各保健センター等で実施している。併せて、未受診者への動員事業等を実施し、特定健康診査率及び特定保健指導実施率向上対策を強化し、生活習慣病の予防と重症化予防に取組んでいることから、当施策に結びついているものと評価される。

参考 番号	事業名	事業概要	担当部署	担当課	令和7年度の実施計画	令和7年度実施状況 (内容や実績など)	令和7年度 実施状況に関する担当課の評価
30	生活習慣病対策事業	食生活サポーター育成事業、食から健康なからだづくり推進事業、受動喫煙防止対策事業、遊・悠・友と歩こう元気路事業をはじめ各種事業実施により、生活習慣病の予防を図り、市民の健康増進及び健康寿命の延伸を目指す。	保健福祉部	保健所健康づくり課	食生活の改善、運動習慣の普及による健康づくりの推進や受動喫煙防止対策の推進を総合的に実施する。	食生活サポーターの育成を図り、サポーターによる地区伝達講習会、対話・訪問によるチラシの配布等を行った。ウォーキングコースの周知を行い、健康ポイント事業の健民カード発行数が増加した。受動喫煙対策について、喫煙可能設置施設届出及び相談・通報に加え、郡山駅前付近の飲食店に受動喫煙防止対策状況調査を行った。その他、中・高校生へ受動喫煙防止に関するチラシを配布した。 ○食生活サポーターによる地区伝達（講習会・対話・訪問）26,734人 ○生いき健康ポイント事業参加者数（健康パスポート発行数）6,378人 ○受動喫煙防止対策相談及び状況調査実施件数1,057件	・食生活の改善や運動習慣の普及、禁煙対策などは生活習慣病の予防や重症化防止を図り、総合的な健康づくりのための取り組みとして重要である。 ・また、近年の環境課題である熱中症予防についての周知啓発を強化していく。 ・生活習慣病の兆しが表れ始める働き盛り世代に働きかけを継続することでさらなる健康寿命の延伸を目指す。 ・健康増進法、および第三次みなぎる健康生いきこおりやま21の趣旨を踏まえ、メタボ対策や受動喫煙防止に向けた取り組みを継続して実施していく。
31	健康増進事業	市民の健康の保持増進を図るため、健康増進法に基づき健康教育、相談等を実施し、生涯にわたる健康づくりを支援します。さらに、がん予防のための周知啓発を充実させるとともに、早期発見を目的に各種がん検診の受診率の向上を図ります。	保健福祉部	保健所健康づくり課	市民の健康保持・増進を図るとともに、健康寿命の延伸に努むるため、さらなる受診率の向上及び精密検査受診者対策を継続して事業を実施する。	施設健診は通常通り実施した。受診者数は前年度と比較すると乳がん・骨粗鬆症検診の受診率はよね増加したが、それ以外はほぼ横ばいであり受診率向上対策を継続する必要がある。精密検査受診率については通知での受診勧奨に加え、電話での受診勧奨を実施しており、今後も疾病の早期発見・早期治療につなげるため、受診勧奨を継続していく。健康教育においては、実施回数及び受講者数は前年度より増加減少したものの目標は達成している。 ○肺がん検診の受診率31.4% ○肺がん検診要精検者の精密検査受診率85.7%（R8.5.20現在） ○健康教育受講者数2,435人	・2024～2035年度を計画期間とする「第三次みなぎる健康生いきこおりやま21」の趣旨を踏まえ、生活習慣病の発症予防・重症化予防のため、各種健診の受診率向上対策を継続して実施し、今後もし生涯にわたる健康づくりを推進しながら健康寿命の延伸を図る。 ・疾病の早期発見・早期治療につなげるため、検診受診者と精密検査受診率の増加を図っていく。
32	自殺対策推進事業（こころの相談）	こころの健康の保持増進や精神疾患の早期発見・治療、正しい知識の普及啓発を図るため、健康相談等を行います。	保健福祉部	保健所保健・感染症課	・こころの健康相談 42回 （精神科医6回・臨床心理士36回） ・精神保健福祉士による電話相談 50回 ・保健師等による相談（来所、電話、メール）並びに訪問の実施	令和6年度 開催状況と参加人数 ①こころの健康相談 38回（59人） （精神科医6回(10件）・臨床心理士32回（49件）） ②精神保健福祉士電話相談50回（299件） 令和6年度 保健師等の相談件数 来所相談 404件 電話相談 2,215件 メール相談 38件 訪問 319件	・精神科医による相談、保健師による相談、訪問は、オンライン相談と専門機関等相談窓口の周知及び適切な相談機関につなぐことにより前年度と比較し件数は減少したが、複雑化する相談には、丁寧な対応を行っている。 ・相談内容が複雑化しており、時間を要する事例も増えているため、件数の増減だけで評価できないこともあるが、相談体制の充実及び生活等に係る包括的な支援のため引き続き働き事業を継続していく。
33	障がい者相談支援事業	障がい者の自立と社会参加の促進を図るため、福祉制度の有効活用等について、相談者のニーズに合わせ助言を行います。 また、地域における相談支援の中核的な役割を担う障がい者基幹相談支援センターを中心に、総合的な相談支援業務や相談支援事業所への指導・助言、相談支援員の育成等、障がい者の権利擁護などの業務を行います。	保健福祉部	障がい福祉課	関係機関等にさらに働きかけ該当する障がい者の把握を引き続き行う。	障がい者及びその家族等の総合的な相談を相談支援事業所に委託。 ・一般相談（7か所） ・基幹相談支援（1か所）	計画とおりの相談支援事業所に委託ができた。

参考 番号	事業名	事業概要	担当部署	担当課	令和 7 年度の実施計画	令和 7 年度実施状況 (内容や実績など)	令和 7 年度 実施状況に関する担当課の評価
34	難病患者等地域 支援対策推進事業 業（保健師等による相談）	難病患者やその家族の疾病等に対する不安を解消するため、相談等を行います。	保健福祉部	保健所保健・感染症課	①難病医療相談会 療養生活上の不安を軽減し、安心して日常生活が送れるよう支援することを目的に、指定難病348疾患のうちテーマ別に2回実施。 ②訪問看護師等研修会の実施 難病に対する訪問看護に必要な知識や技術の普及を目的に実施予定。	・難病医療相談会：2回開催（延べ54人参加） ・訪問看護師等研修会：1回（27名参加） ・保健師等による相談指導・訪問指導等相談、機能訓練、訪問指導実人数：801人 電話相談：延べ1232人	・難病医療相談会を実施して、難病患者やその家族が疾患の理解を深めることができた。併せて、同じ疾患の患者や家族が話す場を提供し、不安の軽減を図った。 ・保健師は、患者や家族から随時相談を受けており、地域生活を円滑に送れるように情報提供や電話訪問等を実施した。
35	福祉まると支 援事業	家族や地域社会の変化に伴い複雑化する支援ニーズを踏まえ、「ダブルケア」や「8050問題」など、一つの相談支援機関だけでは対応困難な課題の解決を支援するため、福祉まると相談員を市内3か所に配置し、多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築を行います。	保健福祉部	保健福祉総務課	・相談者の困りごとに応じた関係機関への適切な繋ぎ、関係機関との連携・強化を図りながら、市広報や関係会議などの事業周知に努める ・積極的な訪問支援（アウトリーチ）を行うことにより、窓口に足を運ぶことができない潜在的な相談者に対する支援も強化していく。 ・3エリアの窓口担当者と定期的な事例研究を実施し、困難事例に対処する方法についての研鑽を行う。	「ダブルケア」や「8050問題」など、市民や世帯が抱える複雑化・複合化した課題を「丸ごと」受け止めて、様々な機関へと繋ぎながら、世帯等に寄り添った支援を行う。「福祉まると相談窓口」を市内3か所に配置し、相談員が課題の解決を目指す。 ・相談件数 274件 ・相談件数（継続） 3,527件	・本人のみならず、その家族や関係機関からの情報提供で窓口に来るケースも多く、複雑化・複合化した課題を抱える世帯の支援窓口として広く認知されてきている。 ・新規相談件数は前年度と同水準であるが、継続相談件数は前年度より大幅に増加しており、複雑・複合化した課題を抱える相談者に寄り添った継続的な支援や、適切な関係機関への繋ぎや連携など、切れ目のない支援体制の確立に寄与している。
(3)感染症・自然災害（東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故を含む）等により精神的負担を抱えている方への支援							
36	長期避難者等支援事業	東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故によって本市に避難された方々が、各々の故郷に帰還できる日まで、行政サービスの提供等の支援を行います。また、本市から自主避難している方々の帰還・自立支援の促進を図ります。	総務部	総務法務課	①毎月広報等による情報提供を行う。 ②関係機関と連携しながら、避難者からの個別相談に対応する。	①本市の各種相談窓口等の情報提供のため、毎月広報等を送付した。 ②福島県や避難元・避難先自治体、支援団体等と連携しながら、避難者からの個別相談に対応した。 ・毎月情報提供（広報等発送） ・厚労省避難者自治会等約370世帯 ・自主避難者 約300世帯 ・避難者支援団体 16団体 ・福島県生活再建拠点 21団体 ・本市の避難修了者数 R7年度 2,588人 R6年度 2,547人 R5年度 2,512人	毎月、郡山市の現状について情報提供や相談対応を行いながら、県や避難元・避難先自治体、支援団体等と連携し、避難者の生活再建を支援することにより、避難終了に結びついている。
37	特定感染症検査 等対策事業	性感染症のまん延防止を図るため、正しい知識の普及啓発活動やHIV・梅毒抗体検査、健康相談の実施や肝炎ウイルス検査により、ウイルス性肝炎の早期発見・早期治療及び重症化予防を図ります。また、胎児の先天性風しん症候群の発症を防止する風しんワクチンの接種を効果的に行うため、抗体検査を実施します。	保健福祉部	保健所保健・感染症課	HIV・梅毒抗体検査実施計画 36回	HIV・梅毒抗体検査36回実施 HIV検査184人受検 梅毒検査175人受検 肝炎114人 風しん抗体検査193人 上記検査実施時、相談があった際には、医療機関などの相談窓口を紹介している。	性感染症のまん延を予防するために匿名無料HIV・梅毒抗体検査を行っている。また、肝炎ウイルス検査に関しては日時を指定せず随時行うことで広く受検ができるようにしている。胎児の先天性風しん症候群を防ぐ唯一の予防効果があるワクチン接種につなげるために抗体検査を行い、抗体価が低い場合には接種につなげている。

郡山市いのち支える行動計画 進捗状況確認表 【重点施策 1～6】

参考番号	事業名	事業概要	担当部署	担当課	令和7年度の実施計画	令和7年度実施状況 (内容や実績など)	令和7年度 実施状況に関する担当課の評価
重点施策1 勤務・経営問題に対する自殺対策の推進							
勤務・経営問題による自殺リスクの低減に向けた支援・連携の強化							
38	多様な働き方支援事業	就労の不安定な方や就労の困難な方の社会参加と生活基盤の安定を図るため、多様で柔軟な働き方ができるよう就労支援を実施します。	農商工部	産業雇用政策課	外出が苦手な要支援者とのコミュニケーションに対応するため、オンライン会議システム(ZOOM)利用によるキャリアカウンセリング等の支援を実施する。また、事業の拡大を図るため、SNSやフリーペーパー等を利用した周知・広報を行うとともに、福島県、ハローワーク、広域圏内の自立支援窓口等関係機関との連携強化により、事業運営を図る。	- 就労相談回数：36回 - 就労相談延べ人数：278人 - 就労体験日数：99日	自立に向けた切れ目ない就労支援を継続している結果、就労相談や就労体験への参加とおとし、就労・勤労問題に係るリスクの低減につながっている。
39	商工業指導事業	商工会議所・商工会が行う小規模事業者に対する経営指導等の経営改善普及事業を支援します。	農商工部	産業雇用政策課	商工会議所・商工会が行う小規模事業者に対する経営指導等の経営改善普及事業を支援する。	商工会議所及び12地区商工会に対して、小規模事業指導費補助金46,466,000円を交付した。	商工会議所・商工会が行う小規模事業者に対する経営指導等の経営改善普及事業を支援することにより、経営の安定化に寄与することができた。
40	中小企業融資制度事業	市内中小企業者の資金需要に対応した市融資制度を運営し、中小企業者の経営の安定等を図ります。	農商工部	産業雇用政策課	①中小企業融資制度融資 - 新規融資件数 244件 - 新規融資総額 2,053,210,000円 ②災害対策資金融資利子補給 161件 - 令和元年台風19号 3,218,178円 - 令和3年2月福島県沖地震 310件 12,338,271円 - 令和4年3月福島県沖地震 94件 4,871,582円	市内中小企業者の資金需要に応じ、中小企業者の経営の安定が図られた。	
41	障がい者相談支援事業(再掲)	障がい者の自立と社会参加の促進を図るため、福祉制度の有効活用等について、相談者のニーズに合わせた助言を行います。また、地域における相談支援の中核的な役割を担う障がい者基幹相談支援センターを中心に、総合的な相談支援業務や相談支援事業所への指導・助言、相談支援員の育成等、障がい者の権利擁護などの業務を行います。	保健福祉部	障がい福祉課	相談支援事業所における相談支援事業の実施継続実施	障がい者及びその家族等の総合的な相談を相談支援事業所に委託。 - 一般相談 (7か所) - 基幹相談支援 (1か所)	計画とおりの相談支援事業所に委託ができた。
42	障がい者就労支援事業	就労移行支援事業所等と連携して障がい者の職場体験学習を通して就労支援を行います。	保健福祉部	障がい福祉課	支援学校のほか就労移行支援事業所等と連携して継続的に支援を行う。	支援学校と連携して、市役所内において障がい者の職場体験学習を年1回実施し1人が参加した。	障がい者にとって、就労する前に実際の職場体験をすることは貴重な機会であり、今後も継続する。
43	労働情報発信事業	県内外の大学生等の市内企業への就職促進を図るため、DXを活用した市内企業の紹介や就職活動に役立つ情報を発信します。	農商工部	産業雇用政策課	労働情報紙：2回発行 メールマガジン：3回配信 SNS (LINE公式アカウント)：週1回配信 オンライン就職説明会参加者実人数：100名	SNS (LINE公式アカウント)：6回配信 オンライン就職説明会参加者延べ人数：320名	計画より少ない回数の情報発信となったが、就職活動に役立つ情報を発信することができた。

参考番号	事業名	事業概要	担当部署	担当課	令和7年度の実施計画	令和7年度実施状況 (内容や実績など)	令和7年度 実施状況に関する担当課の評価
44	介護資格取得支援事業	趣味的に人材が不足している介護分野への人材を確保するため、介護資格取得費用の助成を行います。	保健福祉部	介護保険課 (R6までは産業雇用政策課)	研修スクール及び介護事業所等への積極的なPRや、各機関と連携の上、補助対象者を増やす。	介護職員初任者研修：7名 (うち、障がい福祉課分1名) 介護福祉士実務者研修：4名 (うち、障がい福祉課分0名)	介護資格取得支援により、介護職員の人材不足の改善や資質の向上、職場への定着につながっている。
45	求職者職業訓練支援事業	就業機会の拡充と雇用の安定を図るため、福島労働局、公共職業安定所との連携により、国が実施する「求職者支援訓練」を利用する求職者に対し、職業訓練時の自己負担金を助成します。	農商工部	産業雇用政策課	福島労働局、公共職業安定所との連携により、補助対象者を増やす。	求職者支援訓練を利用する求職者のうち、補助金申請者：193名	就業機会の拡充と雇用の安定により、就労・勤労問題に係るリスクの低減につながっている。
重点施策2 高齢者支援の充実							
高齢者の包括的な支援のための連携の推進							
46	いきいきデイケア事業	在宅高齢者の介護予防、閉じこもり防止、認知症予防の推進と引きこもりがちな高齢者に社会参加を促し、健康寿命の延伸を図るため、地域交流センター等を会場とし、通所(送迎)により栄養講座、趣味・創作活動、日常動作訓練等を行います。	保健福祉部	地域包括ケア推進課	実施会場、実施回数等について引き続き検討を重ねながら、本事業を継続して実施する。	- 延べ実施回数：365回 - 利用者数：374人 - 延べ利用人数：3,276人	介護認定を受けずに継続利用できた者の割合が、目標値を大きく超えた。本事業の実施により、高齢者の孤立・閉じこもりの防止、社会参加に大きく寄与することができた。
47	包括的支援事業	介護予防の推進と地域包括ケアの推進を図るため、直営の基幹型地域包括支援センター及び委託による地域包括支援センターを設置し、高齢者への総合相談や介護予防ケアマネジメント等を行います。	保健福祉部	地域包括ケア推進課	年々高齢者数の増加や問題が複雑化していることから、引き続き円滑な運営及び支援の充実や地域包括支援センター機能の強化を推進しながら事業を継続していく。	地域包括支援センター相談件数(地域包括全対応と基幹包括含む) - 総合相談287,017件 - 権利擁護5,181件 - 包括的継続的ケアマネジメント89,312件 - 一般介護予防1,566件 - 認知症施策の推進17,571件	高齢者に対して、相談窓口のリーフレットを各窓口配置し、周知啓発を図っている。 高齢者人口も増加しているが、高齢者人口に対する相談件数の割合も増加しており、多岐に渡る相談内容に適切に対応できた。 認知症支援者等に対し相談窓口の周知啓発を図っている。
48	ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業	心身に支障のあるひとり暮らし高齢者等の在宅生活での不安感解消と事故発生を防止するため、緊急時に緊急通報受信センターと連絡できる機器の貸与を行います。	保健福祉部	地域包括ケア推進課	高齢者単身世帯や高齢者のみの世帯の増加が見込まれることから、引き続き事業を実施する。	- 緊急通報システム利用世帯：1,064世帯 - 緊急通報システム通報件数：184件	心身に支障のあるひとり暮らし高齢者等の在宅生活での緊急時に対応し、不安感の解消、事故の発生防止につながっている。
49	一般介護予防事業	高齢者自らがより介護予防に関心をもてるよう、親しみやすく継続して取り組めるような運動を広く周知することにも、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進します。	保健福祉部	地域包括ケア推進課	通いの場は介護予防や閉じこもり防止に有効であることから、一層取り組みを推進していく。	- 通いの場(いきいき百歳体操)設置数142か所 - 参加者数：2,499人	参加者の高齢化に伴い、通いの場設置数は微減となった(令和6年度143か所)ものの、関係機関や地域住民との連携により参加者数は増加した(令和6年度2,315人)。これにより、より多くの高齢者の介護予防、閉じこもり防止、社会参加に寄与することができた。
50	生活支援体制整備事業	協議体及び生活支援コーディネーターを配置し、支えあいによる地域づくりを行うことで、高齢者が住み慣れた地域で安心して在宅生活を継続していくために必要な多様な生活支援・介護予防サービスを整備します。	保健福祉部	地域包括ケア推進課	地域の互助の取り組みを一層推進し、住民等多様な主体による多様なサービスの創出を支援する。	- 第1層生活支援コーディネーターの配置1人 - 第2層生活支援コーディネーターの配置12人 - 第1層協議体開催1回 - 第2層協議体設置 令和7年度0地区(令和5年度まで38地区中36地区で設置済み) - 第2層協議体開催89回	生活支援コーディネーター13名が地域の助けあ(互助)の取り組みを推進したことにより、高齢者自身の介護予防に寄与することができた。

参考番号	事業名	事業概要	担当部署	担当課	令和7年度の実施計画 (内容や実績など)	令和7年度実施状況 (内容や実績など)	令和7年度 実施状況に関する担当課の評価
51	認知症総合支援事業	認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員の配置・認知症カフェの設置などにより認知症の方や家族等への支援を行います。	保健福祉部	地域包括ケア推進課	①認知症の早期対応の重要性を理解してもらうよう引き続き市民への周知啓発を図るため、早期に認知症初期集中支援チームにつなげる支援を行う。 ②認知症初期集中支援チームの開催支援 ③認知症カフェの開催強化 ④関係機関との連携強化	認知症初期集中支援チーム相談件数：899件 認知症初期集中支援チーム訪問件数：121件 認知症地域支援推進員相談件数：16,780件 認知症カフェ参加者数：796名	認知症の本人及び家族が孤立しないよう、居場所づくりの一つとして認知症カフェの支援を行い、参加者数も増加した。 認知症初期集中支援事業相談件数が減少しているが、潜在的な対象者の早期発見・早期対応に向けた支援体制および個別的な支援を充実させ、相談体制の見直しを図りながら継続して実施する。 今後も認知症基本法の主旨である共生社会の実現に向けて、認知症の方や家族が地域や支援者と繋がりが持てるよう、初期段階からの相談・支援体制構築を推進し、孤立・自殺予防に寄与する。
52	配食サービス活用事業	食事管理が困難な高齢者の栄養改善及び安否の確認を行うため、配食サービスを行います。	保健福祉部	地域包括ケア推進課	高齢者のニーズに合わせながら、今後も事業を継続する。	・配食数：98,268食 ・利用者数：967名	967名の高齢者の安否確認を行った。
53	在宅医療・介護連携推進事業	急速な高齢化が進展する中、医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために必要な支援体制を構築します。	保健福祉部	地域包括ケア推進課	地域の医療や介護関係者のための相談窓口運営のほか、関係者が参画する会議や研修会等の開催、市民への相談対応、ACP普及啓発に取り組むことと、更なる地域包括ケアシステムの深化、推進を図りながら、継続して実施する。	在宅医療・介護連携に関する研修会開催回数：2回 市民向けACP講座：27回 在宅医療・介護連携支援センターへの相談件数：664件 医療介護関係者情報共通ツール登録者数：1,174人	在宅医療・介護連携支援センターへの相談件数、医療介護関係者情報共有ツール登録者数が増加しており、活動を成果につなげることができた。相談対応にあたっては、関係機関と連携することにより、切れ目のない支援を行った。
54	シルバーハウジング生活援助員派遣事業	在宅福祉サービスの充実を図るため、高齢者世帯付き住宅に入居者に対して生活援助員を派遣し、生活指導や安否確認を行います。	保健福祉部	地域包括ケア推進課	引き続き生活援助員を派遣し、生活指導などのサービスを提供する。	・高齢者世帯付き住宅に入居している世帯：21世帯 ・生活援助員支援件数：4,821件	生活指導や相談、緊急時の対応など、居住者が安心して暮らせるよう生活支援を行った。
55	認知症高齢者家族支援事業	認知症などにより、徘徊のおそれのある高齢者等の安全を確保するため、家族に対し、高齢者等が外出した際の所在が確認できる位置情報探索機器の貸し出しや、緊急連絡先等が確認できるQRコードの配付を行います。また、関係機関と構築したSOS見守りネットワークの充実強化を図ります。	保健福祉部	地域包括ケア推進課	・今後も認知症高齢者SOS見守りネットワーク事業、身元確認QRコード活用事業、認知症高齢者位置情報探索機器貸与事業の周知を行い、登録者・利用者を増やし、認知症高齢者による行方不明事案発生時、その早期発見に努める。	①認知症高齢者SOS見守りネットワーク事業における行方不明者の情報配付件数4件 ②認知症高齢者SOS見守りネットワーク連絡会加盟団体127団体 ③位置情報探索機器貸与件数50件 ④身元確認QRコード配布件数310件	認知症高齢者位置情報探索機器貸与事業の利用登録者数、認知症高齢者SOS見守りネットワーク事業及び身元確認QRコード活用事業の利用登録者数は概ね増加して推移しており、利用登録者の安全確保と介護者の負担軽減を図ることができた。
56	老人クラブ育成事業	高齢者の生きがいづくりのため、老人クラブ活動を支援します。	保健福祉部	健康長寿課	老人クラブへの補助金の交付を継続するとともに、連合会事業への共催、スポーツ大会等に連携して取り組み、高齢者の生きがいづくりを促進する。	老人クラブ活動の健全な伸張を図り、高齢者の豊かな知識と経験を生かし、高齢者福祉の向上及び明るい地域社会づくりのため、多様な社会活動に参加する団体の育成を目的として助成を行った。 ①郡山市老人クラブ連合会補助金 3,489千円 ②郡山市単位老人クラブ活動費補助金 8,549千円（153クラブ）	地域を基盤とする高齢者の自主的な組織である老人クラブは、日頃から社会奉仕活動、生きがい活動、健康増進活動等を行っており、知識や経験を活かして諸団体とも協働し、人とのつながりを意識し、地域の一員として活躍している。 老人クラブ及び連合会の活動を支援していくことで、これら社会的な役割が維持されている。

参考番号	事業名	事業概要	担当部署	担当課	令和7年度の実施計画	令和7年度実施状況 (内容や実績など)	令和7年度 実施状況に関する担当課の評価
57	高齢者の生きがいと健康づくり事業	高齢者が趣味やスポーツを通じて豊かな生活を創造できるよう、高齢者スポーツ大会や作品展を開催するとともに、全国健康福祉祭（ねんりんピック）出場者に対し激励金を交付します。また、市ウェブサイトにおいて地域で活躍する高齢者の紹介や、健康づくりに役立つ情報を発信します。	保健福祉部	健康長寿課	①グレートポータル大会（R7年9月29日） ②高齢者スポーツ大会（R7年11月12日） ③高齢者作品展（R7年12月19日～21日、23日～24日）	高齢者がスポーツや趣味を通して、健康増進と生きがいを見せられる機会を提供し、高齢者の豊かな生活の創造を支援することにも、相互の親睦を深め、広く市民に高齢期の生活に対する理解と関心を高めた。 ①グレートポータル大会 66人 ②高齢者スポーツ大会 407人 ③高齢者作品展 1,429人	R7年度も全ての大会と作品展が実施でき、それらに参加するため、日頃から目標をもって地域等の仲間と練習や制作等に取り組んでおり、孤立防止や健康増進につながっている。
重点施策3 生活困窮者支援の充実							
生活困窮に陥った方への「生きることの包括的な支援」の強化							
58	消費者行政推進事業	なりすまし詐欺やインターネッタートラブル、多重債務等、消費者の相談内容が複雑化していることから、相談体制の一層の強化と消費者への啓発を行います。	市民部	ヤープコミュニケーション課	消費生活相談の通年実施。	支払い困難者の増加などから相談件数が伸び、必要に応じ関係各課と連携しながら支援に取り組んだ。 ・借金問題法律相談件数 年間293回	多重債務に関する相談において、市が実施する法律の専門家による借金問題法律相談での対応を始め、法テラスや他の相談先の案内、生活再建や心の健康相談が優先された場合は関係各課に繋ぐことなどにより問題解決の方向性が見えることで本市の自殺対策に結びついているものと評価できる。
59	生活困窮者自立支援事業	生活困窮者等、様々な悩みを抱えている方の自立の促進を図るため、関係機関と連携して支援を行います。	保健福祉部	保健福祉総務課	・自立支援相談窓口と繋がりを持った生活困窮者について、引き続き適切な支援メニューの活用を促していくとともに、相談内容に応じて適切な関係機関と連携をし、関係を維持・強化していく。 ・事業ハブプラットフォーム等を活用した潜在的な相談者への情報発信に加え、新たに開始される住居確保給付金による転居費用補助など、市ウェブサイト等を活用し、広く情報を発信していく。	生活困窮者からの相談に包括的に応じ、訪問支援（アウトリーチ）や各種制度及び関係機関の紹介を行うとともに、自立相談支援事業による支援が継続して必要な方に対しては、支援計画（プラン）を作成し、自立のための支援を行った。 ①新規相談件数500件 ②プラン作成件数56件 ③就労・増収者数41件 ④住居確保給付金事業8件 ⑤家計改善支援事業9件	・本事業は生活困窮者からの様々な相談に対応し、個々の状況に応じた支援メニューの活用や関係機関との連携により、生活困窮者への包括的な支援を実施するものである。 ・プラン作成件数は前年度比で減少したが、新規相談件数及び就労・増収者数は増加しており、生活困窮者個々の状況に応じた適切な支援メニューの活用、関係機関との連携が有効に機能していると考えられる。
60	福祉まご支援助事業	家族や地域社会の変化に伴い複雑化する支援ニーズを踏まえ、「ダブルケア」や「8050問題」など、一つの相談支援機関だけでは対応困難な課題の解決を支援するため、福祉まご支相談員を市内3か所に配置し、多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築を行います。	保健福祉部	保健福祉総務課	・相談者の困りごとに応じた関係機関への適切な繋ぎ、関係機関との連携・強化を図りながら、市広報や関係会議等の事業周知に努める ・積極的な訪問支援（アウトリーチ）を行うことにより、窓口に足を運ぶことができない潜在的な相談者に対する支援も強化していく。 ・3エリアの窓口担当者と定期的な事例研究を実施し、困難事例に対する対応方法についての研鑽を行う。	「ダブルケア」や「8050問題」など、市民や世帯が抱える複雑化・複合化した課題を「丸ごと」受け止め、様々な機関へと繋ぎながら、世帯等に寄り添った支援を行う、「福祉まご支相談窓口」を市内3か所に配置し、相談員が課題の解決を目指す。た。 ・相談件数（新規） 274件 ・相談件数（継続） 3,527件	・本人のみならず、その家族や関係機関からの情報提供で窓口で繋がるケースも多く、複雑化・複合化した課題を抱える世帯の支援窓口として広く認知されてきている。 ・新規相談件数は前年度と同水準であるが、継続相談件数は前年度より大幅に増加しており、複雑・複合化した課題を抱える相談者に対する継続的な支援や、適切な関係機関への繋ぎや連携など、切れ目のない支援体制の確立に寄与している。
61	被保護者就労支援事業	ハローワークと連携して、生活保護受給者等に対し、ワンストップ型の就労支援を行います。	保健福祉部	生活支援課	目標就労者数60人。 就労支援により就職しても、人間関係や職場の雰囲気になじめず、短期間で離職するケースもあることから、就労支援とともに職場定着支援も必要。	福祉事務所内にハローワークコーナーを開設することにより、福祉事務所とハローワークとの一体的就労支援が可能となり、令和7年度は就労支援事業に185人の新規対象者が参加し、96人が就職した。	物価高騰の影響等により厳しい雇用状況が続いている中において、目標就労者数60人を超えた96人が就職し、目標は達成できた。
62	被保護者健康管理支援事業	生活保護受給者の健康診断を推進し、要指導者等へ健康指導等を行います。	保健福祉部	生活支援課	特定健康診査と後期高齢者健康診査の対象者に個別通知、来所時面談、訪問で受診勧奨を行う。受診率10%を目標とする。	特定健康診査と後期高齢者健康診査の対象者に個別通知、訪問で受診勧奨を実施した。 ・対象者2,919人中受診者299人（受診率10.2%）	訪問、面接時の周知や、健診の案内とともに健康管理に必要な情報を知ることにより、自身の健康に関心を持つ受給者が増加し、健診受診率は目標の10%を超えた。

参考番号	事業名	事業概要	担当部署	担当課	令和7年度の実施計画 (内容や実績など)	令和7年度実施状況 (内容や実績など)	令和7年度 実施状況に関する担当課の評価
63	奨学資金給与事業	教育の機会均等を図るため、経済的理由により高等学校への修学が困難な生徒に奨学資金を給与します。	学校教育部	学校教育推進課	本市の奨学資金制度では、高等学校等に進学する生徒を対象として次の奨学生を採用し、高等学校等の正規の在学期間中に思う存分学ぶことができるよう、返還義務のない給与型の奨学資金（月額1万円）を給与する。 ①郡山市奨学生 ②篤志奨学生	本市の奨学資金制度では、各中学校に固知しながら募集をしている。高等学校等に進学する生徒を対象として次の奨学生を採用し、高等学校等の正規の在学期間中に思う存分学ぶことができるよう、返還義務のない給与型の奨学資金（月額1万円）を給与した。 ①郡山市奨学生77人（1年18人、2年21人、3年38人） ②篤志奨学生105人（1年36人、2年36人、3年33人）	経済的に高等学校等への修学が困難な生徒に対して支援することにより、教育機会の均等を図り、有意な人材育成に寄与した。
64	医療費適正化推進事業	第三期データヘルス計画に基づき、国民健康保険加入者のレセプトデータ等を活用した、健康状態や健康課題の分析結果を踏まえ、疾病予防や健康保持・増進を図るための各種事業に取り組む、医療費の適正化を推進します。	市民部	国民健康保険課	第三期データヘルス計画に基づく以下の保健事業（医療費適正化推進事業）を実施する。 ・糖尿病性腎症重症化予防事業 ・精密検査未受診（異常値放置）啓発事業 ・生活習慣病治療中断者受診勧奨事業 ・COPD（慢性閉塞性肺疾患）啓発・予防事業 ・ポリファーマシー啓発・予防事業 ・ジェネリック医薬品切替勧奨事業	(医療適正化推進事業) ・糖尿病性腎症重症化予防事業 保健指導者数 59人 ・精密検査未受診（異常値放置）啓発事業 医療機関受診者数 238人 ・生活習慣病治療中断者受診勧奨事業 医療機関受診者数 82人 ・COPD啓発予防事業 保健指導者数 67人 ・薬剤処方適正化事業 服薬指導者数 23人 ・ジェネリック医薬品差額通知事業 通知発送回数 5回 通知発送件数 1,907件	データヘルス計画に基づく各種保健事業は、国民健康保険者の健康の保持増進・健康寿命の延伸と健康格差の縮小の実現や医療費適正化の促進のために行われており、本市の自殺の原因・動機別割合では「健康問題」が最も多いことを踏まえると、本市の自殺対策に結びついているものと評価できる。
重点施策4 子ども・若者支援の充実							
(1)子ども・若者の悩みの解消への支援・居場所づくりの推進							
65	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	放課後、就労等により保護者のいない児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供して児童の健全育成を推進し、放課後児童クラブを運営します。	こども部	こども総務企画課	放課後、就労等により保護者が家庭にいない児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供し、それぞれの児童に寄り添った支援により、児童が心身ともに健康な生活を送れるよう運営する。	放課後、就労等により保護者が家庭にいない児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供し、それぞれの児童に寄り添った支援により、児童が心身ともに健康な生活を送れるよう運営した。	児童が心身ともに健康な生活が送れるよう運営した。また、利用児童の多かった小学校4校にクラブを増設した。
66	家庭教育充实事業	保護者等が子どもたちの発達段階に応じた行動や考え方を理解し、子どもたちの健全な人格形成を図るため、家庭教育に関する学習会等を開催します。	教育総務部	生涯学習課	家庭教育に関する学習の機会を提供することにより、家庭や地域の教育力向上を目指す。 ①家庭教育学習会 ②家庭教育講演会 ③就学前子育て講座	①家庭教育学習会 参加者数 104人 ②家庭教育講演会 参加者数 79人 ③就学前子育て講座 参加者数 2,219人	家庭教育合同学習会実施時には基調講演のほか、4つの分科会を開催し参加者がワークシップを行い子育てに関する意見交換等を行った。また、子育て関係動画を作成し、8本の動画をYouTubeにアップした。子育て情報及び学習機会の提供により、家庭教育環境の充実に図られた。
67	家庭教育ふれあい事業	少子化・核家族化等で孤立しがちな親子の居場所づくりと子育ての不安解消を図るための情報提供を行うとともに、子育てサポーターの養成を行います。また、中央公民館託児室に開放する各公民館のスペースを子育て中の親子に開放することにより、地域住民とのふれあいの場を提供します。	教育総務部	中央公民館	のびのび子育て広場は9月から開催予定。公民館スペース開放事業は4月から開催予定。	①サポーター12人を委嘱 企画会議12回 研修会1回 ②のびのび子育て広場 4広場各12回計48回 ③公民館スペース開放事業「はやママサロン」48回	のびのび子育て広場は、各広場とも予定全12回開催した。 はやママサロンも予定どおり毎週開催した。はやママサロンの仲間づくり、居場所づくりに寄るいずれも親子の仲間づくり、居場所づくりに寄与しており、好評を得ている。

参考番号	事業名	事業概要	担当部署	担当課	令和7年度の実施計画 (内容や実績など)	令和7年度実施状況 (内容や実績など)	令和7年度 実施状況に関する担当課の評価
68	ファミリーサポートセンター事業	地域における子育てサポート体制の整備を図るため、地域のネットワークの充実を図りながら取り組み、会員同士の相互援助活動を進めます。	こども部	子育て給付課	一部事務手続きのDX化に努め、利用者の利便性を考えながら、事業の周知や新たな提供会員数の確保など、子育てに不安や孤独を抱える家庭を地域で支える体制作りを継続して実施する。	総会員数 447名 おねがい会員数 286名 まかせて会員数 114名 面談会員数 47名 活動件数 2,249件	全体的に会員数は減ったが、オンラインでの申請を積極的に取り入れたことで活動件数が昨年度より多くなり結果、地域における子育て支援体制の充実に繋がった。
69	こども総合支援センター「ニコニコこども館」事業	「ニコニコこども館」において、子育ての相談、親子の触れ合い、親同士子ども同士の交流を図るため、総合的な子育て支援を行います。	こども部	子育て給付課	引き続き、各所関係機関と連携し子育て相談や親子同士の交流など、子育て中の親子が安心できる居場所づくりを継続して実施する。	開館日数 335日 各種事業開催回数 1,115回 各種事業参加者数 59,535名 施設利用者数(申請窓口除く) 122,332名 子育て相談件数 1,562件	イベント内容の見直しにより事業回数を精査したことで、事業回数とそれに伴う参加者数が昨年度より若干減少となっている。しかし、個別相談件数は昨年度より増加傾向にあることから、子育てに対する不安感や誰か話をしたいと思う孤独感の解消に十分繋がっていると思われる。今後も積極的な話題提供に努め、親子が健全にかつ前向きになれるよう関わっていきたい。
70	一時預かり事業	急な用事や育児負担の軽減など、子育て家庭の様々なニーズに合わせて、保育所及びニコニコこども館、幼稚園等における一時預かりの保育を実施する。	こども部	保育課	急な用事や育児負担の軽減など、子育て家庭の様々なニーズに合わせて、保育所及びニコニコこども館、幼稚園等における一時預かりの保育を実施する。	【実績】一時預かり事業(一般型)の利用延人数: 10,489人	一時預かり事業を利用することで、育児負担の軽減、リフレッシュも図られたものと考えられる。
71	教育のDX推進事業	児童生徒の情報活用能力等の資質・能力の育成とその基盤となる教職員のICT活用指導力の向上をめざし、よりよいネットワーク環境や使いやすしいシステムの構築、コンテンツ等の充実を含めたパソコンやタブレット端末の利用環境の整備に努めます。 ○タブレット端末の継続導入 ○5教科(国・社・算・数・理・英)のオンライン学習教材の積極的活用 ○ICT支援体制 ○GIGAスクール運営支援センターの整備充実 による学校や家庭のサポート体制の充実	学校教育部	教育研修センター	前年度の成果や課題を踏まえながら、教育におけるDX研修、プログラミング教育や授業におけるICT活用の具体的な授業実践へ向けた「ICT活用授業づくり学習会」、市内各校の個別の要望に応じた「ICT出前講座」等、ICT活用指導力向上研修の充実に努める。	【教育におけるDX研修】4講座4回 ○情報教育担当者研修 150名参加 ○情報モラル教育講座 84名参加 ○校務支援システム活用講座 63名参加 ○プログラミング教育講座 35名参加 【ICT活用授業づくり学習会】5講座6回 計 17名参加 【ICT出前講座】5校5回(134名)実施	教員のICT活用指導力の向上は、児童生徒の様々な字ひや主体的な学習の促進につながっている。情報モラル教育の充実による情報活用能力、インターネットやSNS等への適切な関わり方の育成は、いじめ防止や自殺予防対策に効果を発揮している。 本市の教職員のICT活用指導力は全国及び福島県の平均より高く、今後も引き続き教職員一人一人が自信を持って児童生徒の指導・支援にあたることができるよう研修機会の充実を図り、自殺予防対策に努めていく。
72	児童虐待防止対策事業	児童虐待の未然防止及び早期発見、早期対応を推進するために、啓発活動等を進めます。	こども部	こども家庭課	①児童相談の実施 ②児童虐待防止研修会の実施 ③児童虐待防止講演会の実施 ④児童虐待防止街頭啓発キャンペーンの実施	①児童相談延べ件数 4,510件 ②「ヤングケアラーへの理解と協働にむけて～」参加者: 協議会構成機関の職員等 106名 ③「児童虐待～私たちにできること 予防的かわり～」参加者: 一般市民、協議会構成機関職員等 73名 ④ヨークパーク郡山にて、児童虐待防止及び里親制度に関する啓発パンフレット・グッズの配布やパネル展示 ⑤ヤングケアラー支援に係る実態調査を実施 対象: 小学5年生～中学2年生(義務教育学校8年生)	少子化、核家族化、晩婚化等により、身近に支援者がおらず、子育てに不安を抱える家庭やヤングケアラーのいる家庭に対し、郡山市要保護児童対策地域協議会における地域ネットワークによる相談支援等を実施することにより、児童虐待の早期発見による未然防止ばかりでなく、自殺予防対策にも繋がっている。

参考番号	事業名	事業概要	担当部署	担当課	令和7年度の実施計画	令和7年度実施状況 (内容や実績など)	令和7年度 実施状況に関する担当課の評価
(2)SOSの出し方に関する教育の実施と教育推進のための連携強化							
73	子どもの薬物乱用防止教室実施事業	薬物乱用の低年齢化を防止するため、薬物に対する正しい知識の普及と乱用防止を図る授業を行います。	保健福祉部	保健所総務課	引き継ぎ、各小中学校で実施する教室への職員派遣、保健所で保有する啓発資料の貸し出し及び専門家の紹介等による、薬物乱用防止教室開催のさらなる支援強化を図る。	小学校5・6年生を対象に、薬物乱用の危険性・有害性、心身への影響等についての授業を実施した(実施校数6校、受講者570名)。また教室を実施する関係機関への啓発資料の貸し出しも行った。	子供たちへの薬物に対する正しい知識の普及に貢献し、薬物乱用の低年齢化防止に寄与した。なお、R3より実施方法を大幅に変更しており、それ以前に設定した目標値のため達成率(28%)が低い、R7予定していた学校は全件実施したため実施的には100%達成。
74	いじめ防止等啓発事業	児童生徒の人権意識を高め、いじめのない環境づくりを推進するため、リーフレット等による啓発を行います。	学校教育部	学校教育推進課	改訂版いじめ防止リーフレットの使用に関するアンケートを実施し、各学校における活用状況を把握するとともに、よりよい活用を導き出し、いじめ防止に効果が高まるよう今後も検討を進める。	各学校がいじめ防止の指導に活用できるよう、改訂版いじめ防止リーフレットを配付した。また、各学校に対して、改訂版いじめ防止リーフレットについてのアンケート調査を行い、活用状況を把握した。	すべての市立学校において、いじめ防止に関する指導を行うことができた。 掲載する詩やイラストを変更し、より児童生徒の人権意識を高め、いじめのない環境づくりに推進するためのリーフレットに改訂したことにより、小・中学校それぞれ1年生を中心にいじめ防止の指導を充実させることができた。また、本リーフレットを通して、保護者へ相談機関を周知することができた。
75	SOSの出し方教室	悩みを抱える時期である中学生相当を対象に、各学校に臨床心理士を派遣し、命の大切さ・尊厳・SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育等を行い、子ども・若者の自殺対策を更に推進します。	保健福祉部	保健所保健・感染症課	・若年層に対する自殺対策として、SOSの出し方教室については、中学生以下は学校教育推進課で実施し、高校生以上は保健所保健・感染症課でそれぞれ取り組むこととする。	市内大学・短期大学、専門学校及び高等学校の生徒を対象にゲートキーパー養成研修の実施案内を行い、セルフケアやメンタルヘルズ対策の内容も加味し開催した。市内高校・大学・専門学校：7回 (1527人)	・若年層に対する自殺対策として、SOSの出し方教室については、中学生以下は学校教育推進課で実施し、高校生以上は保健所保健・感染症課でそれぞれ取り組む。
76	適応指導事業	子どもたちの様々な悩みや問題行動に対して、教育相談体制を充実させるとともに、直接体験の機会を提供するなど総合的な支援を行います。	学校教育部	総合教育支援センター	①通級生一人一人に実態に応じた支援に努め、不登校児童生徒の居場所づくりや学習支援、学校復帰に向けた取り組みを継続する。 ②本市の不登校児童生徒の実態に応じて、自然体験、社会体験、芸術体験など、さまざまな体験活動や34回実施し、自主性や社会性が身につけられるよう支援する。 ③個に応じた心理判定書によるアセスメントや専門カウンセラーによるカウンセリングを実施し、効果的な支援に努める。	適応指導教室に通級した児童生徒111人のうち、51人が学校に復帰または一部復帰を果たすことができた。 また、通級生の多くに不登校改善の傾向が見られた。	通級児童生徒へのカウンセリングやアセスメントをもとに、通級生一人一人の実態に応じた支援の充実を図ることにより、不登校状態からの脱却と、学校復帰や進路実現、社会的自立に向けた効果的な支援を展開することができた。体験活動においては多種多様な活動を32回実施し、自己肯定感・有用感やコミュニケーション能力を高め、参加した児童生徒のエネルギーアップを図ることができた。
77	スクールカウンセラー配置事業	いじめや不登校等の課題や児童生徒の悩み等の解決のため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー、スーパーバイザーを配置するとともに、専門性を高めるための研修を行います。スクールカウンセラーの配置については、学校現場や現場のニーズ等に応じて、担当する学校や1日の勤務時間等の見直しを図ります。	学校教育部	総合教育支援センター	大学教壇や心理士を講師とした専門性向上のための研修会を実施(内容「不登校児童生徒への効果的な支援」「特別な支援を要する児童生徒の理解と支援の在り方」「事例を基にしたケース検討」等)	心理に関する専門家から、「不登校児童生徒への効果的な支援の在り方」「特別な支援を要する児童生徒の理解と支援の在り方」「カウンセリングのケース検討(事例研究)」をテーマに、個に応じた対応の仕方や児童生徒、特別な支援を要する児童生徒への対応や保護者の悩みを解消するための支援のあり方について指導を受けることで、共通理解が図られた。	大学教授等の専門家から、「不登校の初期・中等期における対応について」「関係機関との連携の在り方」「カウンセリングのケース検討(事例研究)」をテーマに、個に応じた対応の仕方や児童生徒、保護者の悩みを解消するためのチーム支援のあり方について指導を受けることで、共通理解が図られ、自殺の未然防止等、自殺対策等の推進に効果が得られた。

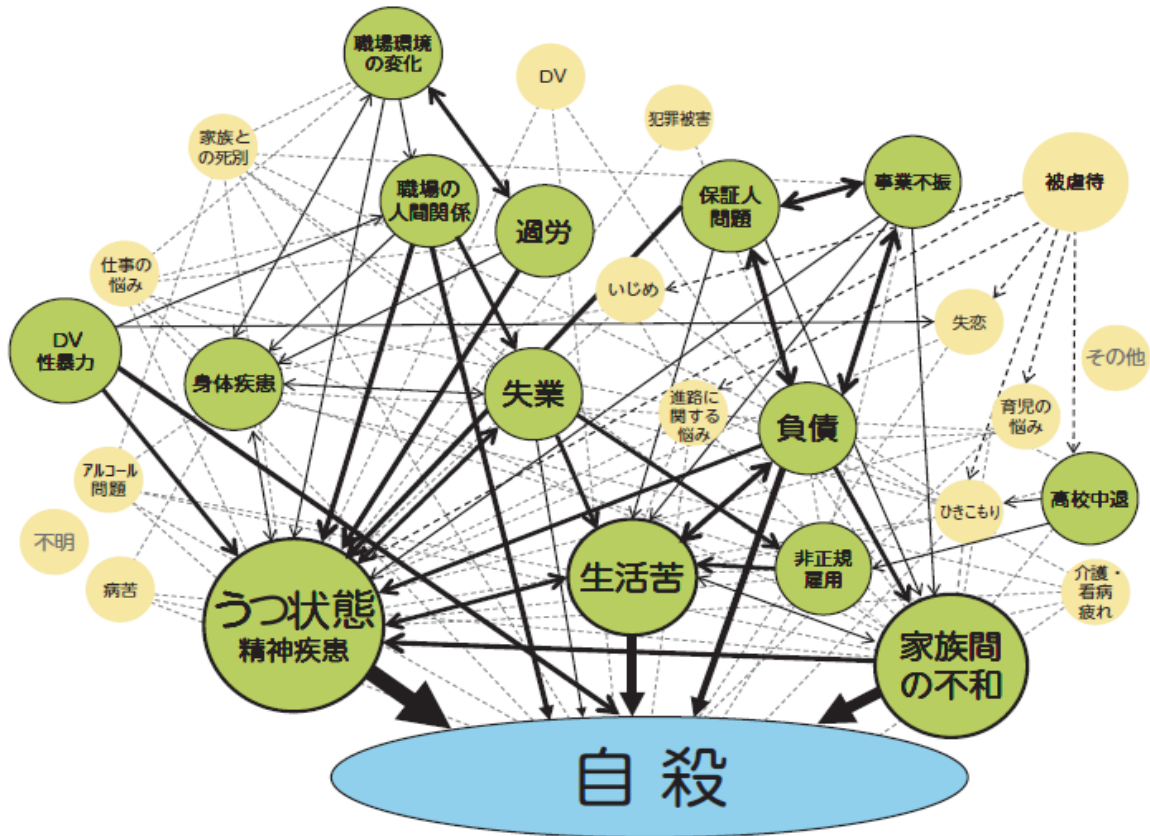
参考番号	事業名	事業概要	担当部署	担当課	令和7年度の実施計画 (内容や実績など)	令和7年度 実施状況に関する担当課の評価
重点施策5 女性支援の充実						
女性のライフステージに合わせた支援の充実						
78	妊娠・出産包括支援事業（こどもは赤ちゃん訪問事業）	安心して子どもを育てることができる環境をつくるため、訪問事業を実施します。	こども部	こども家庭課	①母親教室(来所型)年8回 ②育児教室(来所型)年12回	育児教室の場合において、妊婦や子育て世帯同士の直接的な交流ができたことにより、妊婦・産婦の不安の軽減や、孤立感の解消などが図られている。
79	子育て世代包括支援センター事業	妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行うため、専門コーディネーターを配置し、妊産婦及び乳幼児の健康の保持増進に関する包括的な支援を行います。	こども部	こども家庭課	①市内5か所（こども家庭課、中央保健センター、南保健センター、北保健センター、西保健センター）に配置されたコーディネーター（助産師）による相談支援を継続して実施する。 ②母子健康手帳交付者に対してサポートプランを作成し、リスクアセスメントを行い、安心した出産・子育てに臨めるように助産師・保健師が継続的に支援していく。	妊産者数は減少傾向にある中、母子健康手帳交付時の面談時に実施する初期アセスメント等の結果から、寄り添い支援が必要な妊産婦数は増加傾向にあり、これらの支援を実施する本事業のニーズは増加している。
80	母子健康教育（出前講座）事業	性や性感染症に関する講座を実施します。	保健福祉部	保健所保健・感染症課	・思春期保健事業・性感染症予防事業：年3回実施、合計138名受講した。	・性感染症についての講義資料を最新の情報に基づき修正した。 ・コンドームを実際に手に取って触るなどして性感染症は自分に関係があることを認識してもらうように工夫した。
81	母子健康教育（思春期）事業	児童、生徒が生命の大切さを実感できるよう、発達段階に応じた思春期保健講座を開催します。	こども部	こども家庭課	①講義 9校9回 ②育児体験 21校70回	講義や育児体験を通して、自分を守られて育ってきたことや、自己・他者ともに大切にすることを考える契機になっている。
82	妊産婦健康診査事業	妊産婦の健康保持増進を図るため、妊産婦健康診査の助成を行い、より安全に妊娠・出産に取り組める環境を整備します。また新生児聴覚検査の費用の一部を助成します。	こども部	こども家庭課	①妊婦健康診査 20,494回 ②産後（2週間・1か月）健康診査 3,153回	妊産婦健康診査の受診により、妊産婦、胎児の異常の早期発見、早期治療に対応するものである。健診時にメンタル面の不調や育児不安等に対応することで、出産・育児の不安を軽減する一助となる。
83	母子自立支援事業	ひとり親家庭の自立を促進するため、就業に必要な知識・技能の習得に対する給付金を支給するとともに、民間賃貸住宅の家賃の支援や養育費取り決め費用の助成、さらには、学習支援員を派遣し、子どもの学力向上や基本的な生活習慣の習得を支援します。	こども部	こども家庭課	母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施 ・相談者数 51人 ・就業者数 2人	母子家庭等の就労等の相談を受け、必要な知識を習得させるための支援を行うことで自立に繋がっている。
84	養育支援訪問事業	妊産婦等の育児や家事の負担を軽減し、心身の健康と安心して子育てできる環境整備を図るため、ホームヘルパーの派遣を行うほか、育児支援が必要な家庭に助産師や保健師等を派遣し、育児不安の解消、助言・指導を行います。	こども部	こども家庭課	①産前・産後ヘルパー派遣事業450回 ②育児家庭訪問事業80回	家事や育児への身体的・精神的な負担の軽減を図ることで自殺予防対策にも繋がっている。

参考番号	事業名	事業概要	担当部署	担当課	令和7年度の実施計画	令和7年度実施状況 (内容や実績など)	令和7年度 実施状況に関する担当課の評価
85	産後ケア事業	妊娠前から切れ目のない子育て支援の充実を図るため、参院を退院し心身ともに不安定になりやすい時期に産後ケア事業（シヨートステイ・ディケア）を行い母体回復や育児不安の軽減を図ります。	こども部	こども家庭課	産後の育児不安の軽減や母体の回復の促進を図るため、産後ケア事業の更なる周知を行い利用の促進を図る。 ①産後シヨートステイ事業 市内医療機関等施設6か所 ②産後ディケア事業 市内医療機関等施設6か所 ③産後アフターリリーチ事業 市内医療機関等施設6か所 ④産後アフターリリーチ事業 市内医療機関等施設5か所	①産後シヨートステイ事業 実人員 237人、延べ日数 638日 市内医療機関等施設6か所 ②産後ディケア事業 実人員 142人、延べ日数 155日 市内医療機関等施設6か所 ③産後アフターリリーチ事業 実人員 307人、延べ日数 477日 ・利用者アンケート (R8.3末 200人回答) ほぼ解消（達成）された 196人 あまり解消（達成）されなかった 4人	産後は、身体的にも精神的にも大きく負担がかかり、育児不安が強い時期である。 しかし、核家族化が進み、育児協力が身近にない家庭も増えているため、早期の支援が求められている。本事業は、育児不安の解消だけでなく、産婦に休息の機会を与えられる事業であり、利用者の不安解消度も高く、自殺予防対策に繋がる事業である。
86	男女共同参画推進事業	市民一人ひとりが男女共同参画に対する理解を深めるために学習機会の充実とともに、啓発活動や情報提供を行い、家庭や学校、地域、職場等において、市、市民、事業者が一体となって取り組み、「男女共同参画のまち 郡山」の実現を目指します。	市民部	ダイバーシティ推進課	①郡山市男女共同参画推進事業者表彰の実施 ②郡山市男女共同参画学習サポート事業「さんかく教室」の実施	①郡山市男女共同参画推進事業者表彰事業 …3者表彰 ②郡山市男女共同参画学習サポート事業「さんかく教室」(9回) ・メニュー講座8回(709人) ・フリープラン講座1回(18人)	①誰もが働きやすい体制の整備や環境づくりに積極的に取り組んでいる事業者を募集・審査・表彰することによって「働きやすい職場」づくりを推進できた。 ②「さんかく教室」受講により、人権尊重意識、男女共同参画意識が浸透した。
重点施策6 自殺未遂者・自死遺族支援の充実							
(1)医療機関・警察・消防等関係機関・庁内各課との連携							
87	セーフコミュニティ推進事業 (地域診断)	各種統計データを収集し分析することにより本市におけるけがや事故の状況を明らかにするため、隔年で地域診断を実施します。	市民部	セーフコミュニティ課	セーフコミュニティ活動支援動画の配信やイベントでの啓発活動の実施。	・各種統計データを収集し、分析を行った。 ・セーフコミュニティの認知向上のため、イベントや出前講座などの参加やSNSを利用した情報発信を行った。	・地域の実状をデータをを用いて客観的に分析し、市民、団体、行政等の協働による安全・安心なまちづくりを推進することによって自殺予防対策に寄与した。
(2)自死遺族等に対する相談・支援の充実							
(3)医療機関・警察・消防等関係機関・庁内各課との連携							
88	自殺対策推進事業 (自死遺族支援)	自殺予防を図るため、自殺対策に携わる人材の育成や自殺予防に関する知識の普及啓発、相談体制の強化、うつ病家族教室等を継続的に実施するとともに「生きることの包括的支援」に係る庁内外関係機関、セーフコミュニティ推進協議会自殺予防対策委員会との連携により総合的な自殺対策の推進を図ります。	保健福祉部	保健所保健・感染症課	・福島いのちの電話主催の事業や相談窓口の周知啓発をする。 ・福島いのちの電話を含む民間団体活動の把握と連携強化をする。 ・NPO法人ライフリンクとの連携をもとにSNS相談などを強化する。 ・自殺予防対策キャンペーンに参加できる民間団体を募集する。	・郡山市セーフコミュニティ推進協議会 自殺予防対策委員会において、自死遺族の心情に配慮した広報活動と課題について協議した。 ・連携協定を結んでいるライフリンクの郡山市専用SNS相談窓口について、医療機関等に周知啓発を行った。 ・自殺予防対策キャンペーンに、民間団体5団体、41名が参加した。	・当該事業は、自殺未遂者、自死遺族支援の充実に寄与する内容である。 ・遺族や親族等が受ける複雑かつ深刻な心情に配慮し、心理的影響が緩和されるよう、支援の強化をはかる必要がある。

【参考】 自殺の危機経路図（自殺に至る可能性の高い経路）

「自殺実態1000人調査」から見てきた

自殺の危機経路図



出典：「自殺実態白書 2013」（特定非営利活動法人ライフリンク）

上の図は、特定非営利活動法人ライフリンクが行った自死遺族 1,000 人に対する聞き取り調査の結果から見てきた自殺の危機経路図（自殺に至る可能性の高い経路）です。

丸の大きさは、自殺に至る要因の発生頻度を表しており、丸が大きいほど自殺に至る要因となる頻度が高くなります。矢印の太さは要因と要因の連鎖の因果関係の強さを表しており、矢印が太いほど因果関係が強くなります。

要因では「うつ状態」が最も大きくなっていますが、「うつ状態」になるまでには複数の要因が存在し連鎖しています。自殺で亡くなられた方は、平均して「4 つの要因」が連鎖して自殺に至ったことが分かっています。

また、図以外にも、性別、年代、職業等によって、自殺に至る要因の連鎖に特徴があることも分かっています。

【郡山市いのち支える行動計画 「自死と自殺」用語の使い方について】

「自死・自殺」の表現によるガイドライン（NP0 法人全国自死遺族総合支援センター）の考え方を参考にし、法律の名称や統計用語のほか、「自殺防止」「自殺未遂」等行為を表現する際は「自殺」を使用し、遺族や遺児に関して表現する際は「自死」を使用します。

遺族の心情から、「自殺」を「自死」に言い換えている自治体もありますが、本市においては、若者の自殺が深刻化している状況の中、「自死」にしてしまうと事の重大さが伝わらないという「自死・自殺」の様々な側面を考慮し、使い分けをしております。

人が自らのいのちを絶たなければならなかったということは、当事者のみならず遺された周囲の人々にも、また広く社会全体にとっても、例えようもなく辛く苦しいことです。

また、「自殺を考えている人は何らかのサインを発していることが多いという反面、身近な人であっても気づきにくい場合がある」と言われており、遺された人々の悲しみははかりしれず、遺された人々の心情を理解した対応が大切です。

タブー視することなく現実と向き合い、互いに心情を理解し合うこと、誰もが孤立に陥らないよう支え合いと一層の支援策の強化を図ることが重要になっています。

（参考：平成 25 年 NP0 法人全国自死遺族総合支援センターガイドライン）

自殺対策リボンとは

自殺対策の啓発活動の一環として、全国スタンダードリボンとなるよう、2007 年 7 月に仙台市内の街頭キャンペーンよりリリースされました。

「リボン」・・・つながる、結ぶ

「萌黄色」・・・人と人とのつながりの広がり、信頼の芽生え、
生きる力の回復

「ゴールド」・・・プライドの回復

◎リボンを身につけていただくことは、自殺予防活動や自死遺族支援活動を行う気持ちがあるという意思表示になります。



○自殺予防週間・月間等

自殺対策基本法により、毎年9月10日から9月16日は「自殺予防週間」、毎年3月は「自殺対策強化月間」と定められています。

福島県においては、9月と3月の各1か月間を「福島県自殺対策強化月間」と定め、自殺防止のための普及啓発活動に取り組んでいます。

この取り組みにより自殺や心の健康についての理解を深め、偏見をなくすことを目的としており、本市においても、自殺防止のための普及啓発活動に努めます。

9月は、世界自殺予防デー（9月10日）や自殺予防週間（9月10日～16日）を中心として全国的に啓発活動が行われています。

3月は、就職や進学、転勤や転居など、生活環境が大きく変わり、精神的負担が大きくなる時期となります。

○自殺の統計について

以下の統計が発表されます。各統計には、それぞれ下の表にまとめたような特徴があります。

	自殺統計		人口動態統計
公表機関	警察庁	警察庁 (厚生労働省が再集計)	厚生労働省
調査票	自殺統計原票		人口動態調査票（死亡票）
調査票の作成者	検視または見分を行った警察官		市区町村 医師の死亡診断書に基づき市区町村が作成。都道府県（保健所）と厚生労働省が審査
事務手続き	捜査等(死体発見時以後の調査等)により、自殺であると判明した時点で自殺統計原票を作成し計上する。		自殺、他殺、事故死のいずれか不明の時は自殺以外で処理。死亡診断書等について作成者から自殺の旨訂正報告がない場合は、自殺に計上しない。
期間	各年1月～12月		
対象	日本における外国人も含む総人口		日本国内に居住する日本人
場所	発見地／居住地		住所地（住民票がある市町村）
計上される時点	捜査等により自殺であると判明した時点		死亡した時点

参照：自殺に関する統計データ整理表／福島県精神保健福祉センター R7.1 を基に郡山市作成

○自殺死亡率の出し方

【計算式】地域の自殺者数÷人口×100,000

出典：福島県ホームページ「自殺に関わる統計情報（指標の計算方法など）」より作成
URL:<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21840a/suicide-statistics.html>

郡山市自殺対策基本条例

平成 29 年 6 月 30 日

郡山市条例第 36 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 8 条）

第 2 章 基本的施策（第 9 条—第 17 条）

第 3 章 推進体制（第 18 条—第 21 条）

第 4 章 雑則（第 22 条・第 23 条）

附則

誰もが、心身ともに健康で安心して暮らすことを望んでいる。しかしながら、わが国においては、毎年、健康問題、経済問題、家庭問題、人間関係等の様々な理由からこどもをはじめとした多くの方が自殺で亡くなっている。多くの方が自殺で亡くなっている。

それは本市においても例外ではなく、日々の生活への不安に加え、自然災害等や感染症の影響等により自殺につながる可能性がある様々な問題を抱えている多くの市民がいることから、自殺対策は重要な課題の一つとなっている。

自殺に至る背景には様々な社会的要因があり、私たち一人ひとりが自ら又は家庭において自殺防止に向けた取組を行うことはもとより、自殺を社会全体の問題として捉え、本市の実情に応じた自殺に関する制度の見直し、相談・支援体制の整備等の社会的な取組を充実することにより、市民一人ひとりが、自殺に対する関心と理解を深め、誰もが自殺に追い込まれることなく、心身ともに健康で安心して暮らすことのできるまちづくりの実現を目指し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、自殺が社会問題になっている状況に鑑み、自殺対策についての基本理念を定めることにより、市、事業主、学校等教育機関、市民並びに議会及び議員の責務を明らかにするとともに、自殺対策に関し必要な事項を定め、自殺対策の総合的な推進を図り、市民一人ひとりが、誰も自殺に追い込まれることなく、心身ともに健康で安心して暮らすことのできるまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第 2 条 自殺対策は、自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号。以下「法」という。）第 12 条に規定する基本的かつ総合的な自殺対策の大綱を踏まえ、自殺は防ぐことのできる社会的な問題として認識し、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、関係機関、関係団体その他の関係者の連携と協働により、社会的な取組として、安全・安心なまちづくりと一体となって推進されなければならない。

3 自殺対策は、自殺には多様な社会的要因が背景にあることを踏まえ、単に精神保健的な観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、市、国、他の地方公共団体、医療機関、事業主、学校等教育機関、自殺の防止等に関する活動を行う民間の団体その他関係する者の相互の密接な連携及び協力の下に実施されな

ればならない。

- 6 自殺対策は、デジタル社会の進展を踏まえ、情報通信技術、人工知能関連技術等の適切な活用を図りながら展開されるようにするとともに、自殺の防止においては、インターネット等を通じて流通する自殺に関連する情報が及ぼす影響に関し適切な配慮がなされるようにするための取組の促進について特に留意されなければならない。
- 7 こどもに係る自殺対策は、こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利利益の擁護が図られ、将来にわたって健康で心豊かな生活を送ることができる社会の実現を目指し、社会全体で取り組むことを基本として、行われなければならない。

(市の責務)

- 第3条 市は、前条に定める基本理念（第5条第1項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策について、関係機関との連携のもと、自殺に関する現状を把握し、本市の状況に応じた施策を策定して実施するものとする。
- 2 市は、市内の自殺に関する状況及び情報について分析するとともに、緊急を要する場合は、速やかに対応するものとする。
 - 3 市は、市民の経済的及び精神的な問題等の生活上の悩みに関する相談等について、各種窓口の充実及び業務の連携により適切に対応するものとする。
 - 4 市は、医療機関、事業主、学校等教育機関、自殺の防止等に関する活動を行う民間の団体その他関係する者が実施する自殺対策に関する取組を支援するものとする。
 - 5 市は、職員等が、心身の健康を保持し職務に従事することができるよう、適切な措置を講ずるものとする。

(事業主の責務)

- 第4条 事業主は、自殺対策に取り組む当事者としての意識を持つとともに、自殺に対する正しい理解を深め、市及び関係機関と連携し、その職場で働く全ての者が心身ともに健康で職務に従事することができるよう、職場環境づくり等適切な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 福祉、医療、教育その他のサービスを提供する事業主は、市及び関係機関と連携し、当該サービスの利用者の心身の健康を保持するために適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(学校等教育機関の責務)

- 第5条 学校等教育機関は、基本理念にのっとり自殺対策に取り組む当事者としての意識を持つとともに、自殺に対する正しい理解を深め、市、関係機関、保護者等と連携し、児童生徒及び学生等が心身ともに健康な生活を送ることができるよう、適切な措置を講ずるものとする。
- 2 学校等教育機関は、自殺の防止等の観点から、心の健康の保持のための健康診断、保健指導等の措置のほか、精神保健に関する知識の向上その他の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うものとする。
 - 3 学校等教育機関は、いのちの尊さを学ぶ機会を設けるよう努めるとともに、児童生徒及び学生等からの心の迷い等の兆候を見逃すことなく、適切に対処するものとする。
 - 4 学校等教育機関は、いじめと自殺の因果関係の有無に十分配慮するとともに、いじめの防止及び早期発見に努め、いじめの対策に万全を期するものとする。
 - 5 学校等教育機関は、市及び関係機関と連携し、教職員等が心身ともに健康で職務に従事することができるよう適切な措置を講ずるものとする。

(市民の責務)

- 第6条 市民は、自殺が自己に関係のある問題となり得ること及び自殺の防止等に資する行為を自ら

が行い得ることを認識し、自殺及びその背景にある問題に対する正しい理解を深めるとともに、それぞれが自殺に関し適切な役割を果たすよう努めるものとする。

(議会及び議員の責務)

第7条 議会は、自殺対策に関する市の施策が効果的に推進されるよう調査するとともに、評価を行い、必要に応じ、提言を行うものとする。

2 議員は、自らが自殺対策の担い手としての自覚を持つとともに、自殺に対する正しい理解を深め、自殺対策に積極的に取り組むものとする。

(名誉及び心情並びに生活の平穏への配慮)

第8条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者、自殺未遂者及び自殺のおそれがある者並びにそれらの親族を含む周囲の人々の名誉及び心情並びに生活の平穏に十分配慮し、これらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

第2章 基本的施策

(調査研究の推進等)

第9条 市は、自殺対策に係る調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。

(市民の理解の増進)

第10条 市は、教育活動、広報活動等を通じ、自殺の防止等自殺に関する諸問題への市民の理解を深め、市民一人ひとりが自殺対策の担い手となるよう必要な施策を講ずるものとする。

(人材の確保等)

第11条 市は、自殺対策を推進するため、関係団体等との連携協力を図りながら、人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康保持及び自殺発生回避の相談体制等)

第12条 市は、職域、学校等教育機関、地域等において、市民の心の健康の保持及び増進並びに自殺の発生を回避するための相談を受けることができる体制の整備及び充実を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(医療提供の体制整備)

第13条 市は、心の健康保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者の早期発見に努めるとともに、必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、医療機関等との適切な連携の確保等の施策を講ずるものとする。

2 市は、精神科医（精神保健に関して学識経験を有する医師をいう。）その他の医療従事者に対する自殺の防止等に関する研修の機会を確保するよう必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第14条 市は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

2 前項の規定により整備する体制においては、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、自殺の発生を回避するための適切な対処を行う上で必要な情報が、当該対処を行う関係機関及び関係団体に対し迅速かつ適切に提供されるようにするものとし、そのために必要な措置が講じられなければならない。

3 市は、自殺の防止の観点から、自殺の助長につながるような情報、物品、設備等についてその適切な管理、配慮等に関して注意を促すために必要な措置を講ずるものとする。

(自殺未遂者等への支援)

第15条 市は、自殺未遂者及び自殺のおそれがある者が、自殺を図ることのないよう、自殺未遂者

等への適切かつ継続的な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（自死遺族等への支援）

第 16 条 市は、自死遺族又は自殺未遂者の親族等が受ける複雑かつ深刻な心情に配慮し、その深刻な心理的影響、その生活上の不安等が緩和されるよう、当該親族等に対する総合的な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（民間団体等への支援等）

第 17 条 市は、自殺対策に取り組んでいる民間団体等が継続的に事業の展開を図ることができるよう、各団体等の実情に応じた支援等を行うよう努めるものとする。

第 3 章 推進体制

（計画の策定）

第 18 条 市は、自殺対策を総合的かつ計画的に推進するため、法第 13 条第 2 項の規定に基づき、計画を策定するものとする。

（推進組織の設置）

第 19 条 市は、自殺対策を効率的、効果的に実施するため、推進組織を設置するものとする。

（財政上の措置等）

第 20 条 市は、この条例の目的を達成するため、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

（報告及び公表）

第 21 条 市は、毎年、自殺対策に関する計画について評価を行い、市における自殺の概要及び施策の実施状況を議会に報告するとともに、市民に公表するものとする。

第 4 章 雑則

（条例の見直し）

第 22 条 この条例は、自殺対策の運用状況、実施効果等を勘案し、第 1 条の目的の達成状況を評価した上で、必要に応じて見直しを行うものとする。

（委任）

第 23 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 29 年 9 月 10 日から施行する。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

郡山市自殺対策推進庁内委員会設置要綱

(設置)

第1条 郡山市自殺対策基本条例（平成29年郡山市条例第36号）第19条の規定に基づき、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、自殺対策を総合的かつ計画的に推進するため、郡山市自殺対策推進庁内委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 自殺対策の推進に関すること。
- (2) 自殺対策計画の策定及び見直しに関すること。
- (3) その他自殺対策に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長には保健所次長、副会長には保健・感染症課長をもって充てる。

3 委員には、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

4 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会長は、必要に応じ委員以外の市職員等の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、保健福祉部保健所地保健・感染症課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は平成30年5月18日から施行する。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

部 局	職 名
総務部	総務法務課長
	職員厚生課長
政策開発部	広聴広報課長
税務部	市民税課長
	収納課長
市民部	市民・NPO活動推進課長
	ダイバーシティ推進課長
	国民健康保険課長
	セーフコミュニティ課長
保健福祉部	保健福祉総務課長
	生活支援課長
	障がい福祉課長
	健康長寿課長
	地域包括ケア推進課長
	保健所総務課長
	保健所健康政策課長
	保健所健康づくり課長
こども部	こども総務企画課長
	子育て給付課長
	こども家庭課長
	保育課長
農商工部	産業雇用政策課長
建設構想部	住宅政策課長
教育委員会事務局教育総務部	生涯学習課長
	中央公民館長
教育委員会事務局学校教育部	学校管理課長
	学校教育推進課長
	総合教育支援センター所長
	教育研修センター所長
上下水道局	営業課長